

平成 31 事業年度に係る業務の実績及び第 3 期中期目標期間 (平成 28~31 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書

令和 2 年 7 月

国立大学法人
東京外国語大学

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名
国立大学法人東京外国語大学

② 所在地
東京都府中市

③ 役員の状況
学長 立石 博高（平成 25 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
林 佳世子（平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）
理事数 3 名
監事数 2 名（非常勤）

④ 学部等の構成
(学部)

言語文化学部
国際社会学部
国際日本学部

(研究科)

大学院総合国際学研究科

(附置研究所等)

アジア・アフリカ言語文化研究所 ※

留学生日本語教育センター ※

※は、共同利用・共同研究拠点又は教育関係共同拠点に認定された施設を示す。

⑤ 学生数及び教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）

学生数	
言語文化学部	1,870 名 (72 名)
国際社会学部	1,926 名 (82 名)
国際日本学部	82 名 (33 名)
大学院総合国際学研究科	534 名 (245 名)
教員数	250 名
職員数	135 名

※（ ）内は留学生数

(2) 大学の基本的な目標等

世界諸地域と日本を結ぶ教育研究拠点大学

世界の言語・地域の理解を基盤とし、異文化間の対話と相互理解、地球社会における人々の共存・共生に寄与する東京外国語大学

東京外国語大学は、1873 年に建学された東京外国語学校の使命を引き継ぎ、外国の言語とそれを基底とする文化一般を研究・教授し、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的として、日本と世界諸地域を結ぶ人材を養成してきた。

やがて建学 150 周年を迎えるにあたり、世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の中心として、また、学際的研究拠点としての役割をさらに明確にする。すなわち、広い視野と優れた言語運用能力、世界の諸地域に関する深い知識を備え、異文化間の相互理解に寄与し、日本と世界を結ぶ人材、地球的課題に取り組むことのできる人材の養成を目指すとともに、世界の最先端の水準をもつ研究成果を発信する。

教育においては、日本のグローバル化を先導する大学として、キャンパスのグローバル化や、海外の教育機関と連携した世界の言語・文化・社会の教育研究を通じて、地球的課題に取り組み、世界諸地域の人々と協働できる多言語グローバル人材を養成する。また、日本社会の文化的発信力を強化する教育研究の機能を高めるために、国際的視野からの日本研究を推進し、留学生教育の拠点として国内外の教育機関と連携する。

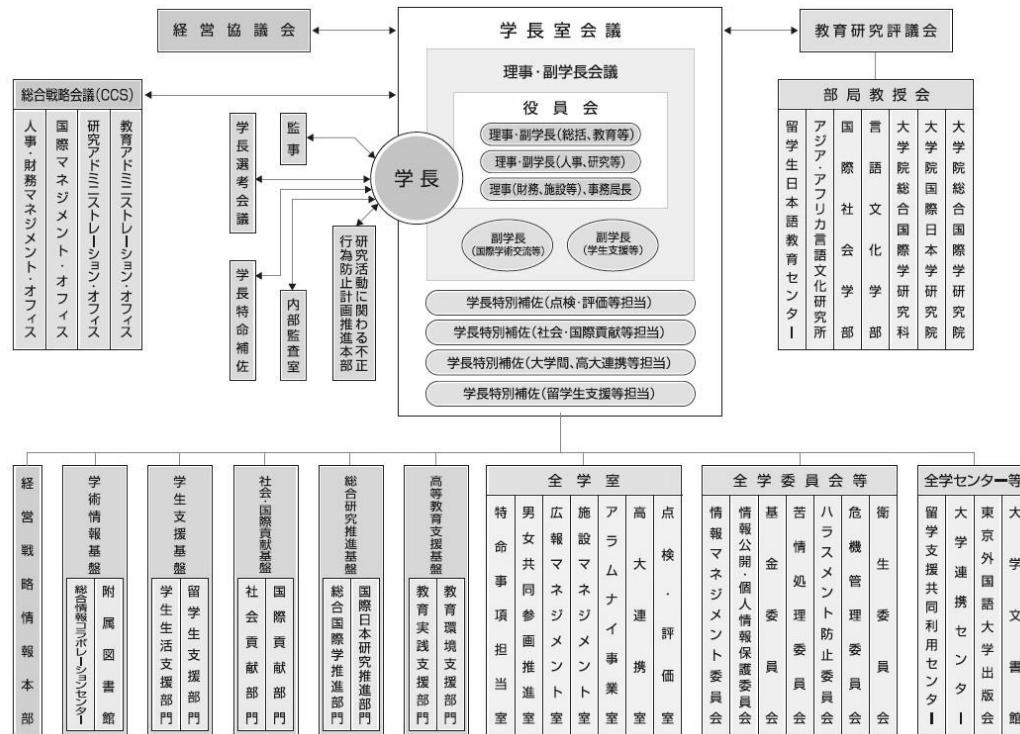
研究においては、グローバルな視点に基づく世界諸地域の政治・経済・社会、文化・諸言語の研究並びに日本及び日本語に関する研究を推進する。また、共同利用・共同研究拠点として、アジア・アフリカ地域の諸問題及び諸言語に関する研究をリードし、研究蓄積を情報資源化する事業を国内外の研究機関・研究者とともに推進する。

社会貢献においては、自治体や民間企業、各種 NGO と多面的に協働し、世界諸地域・諸言語に関する知識や研究成果と、多文化共生社会の実現をめぐる具体的課題とを結ぶ社会実装教育に取り組む。また、知識社会における生涯教育やリカレント教育のニーズに積極的に応え、大学が中心となって市民社会の文化的活性化を図る。

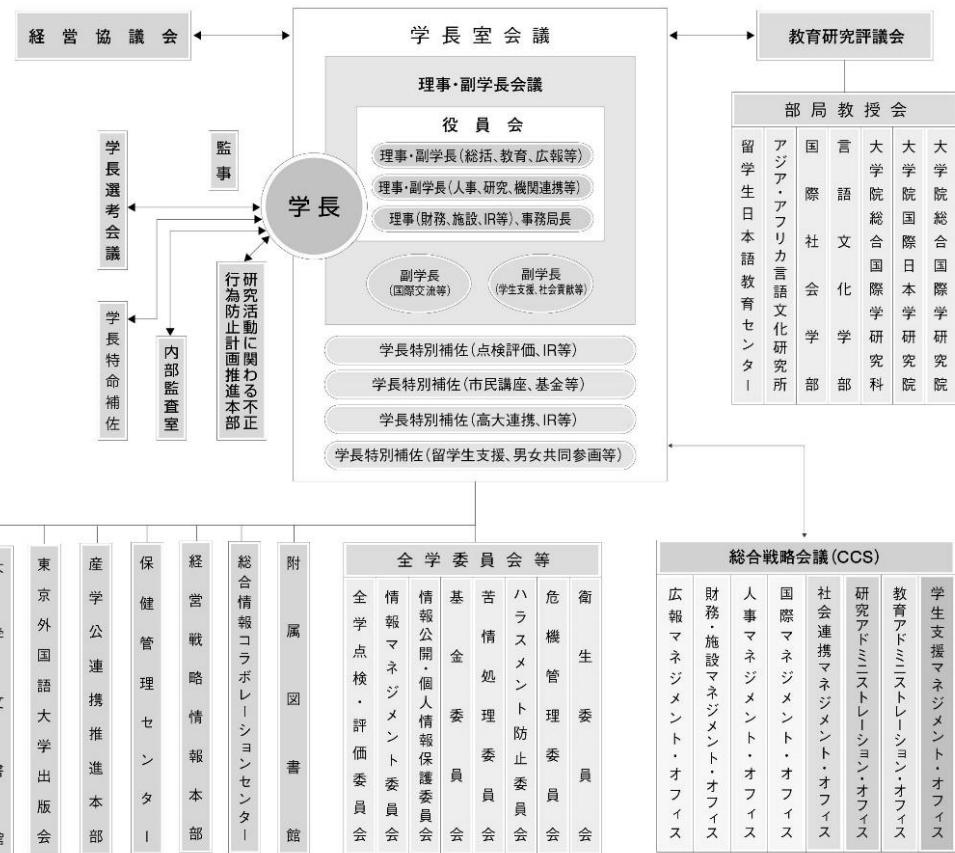
このようにして本学は、これまで培ってきた日本を含む世界諸地域の知識・経験をもとに、多面的な大学連携を推進する「ネットワーク中核大学」として、高等教育全体のグローバル化を牽引し、地球社会における人々の共存・共生に寄与する。

(3) 大学の機構図

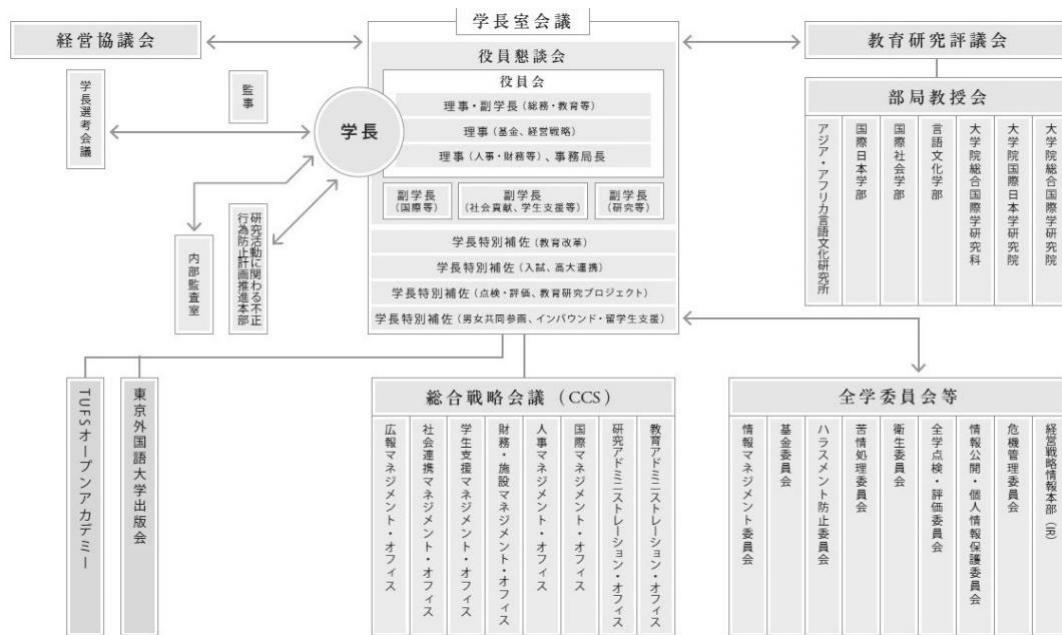
2015（平成 27）年 4月 1日運営組織図



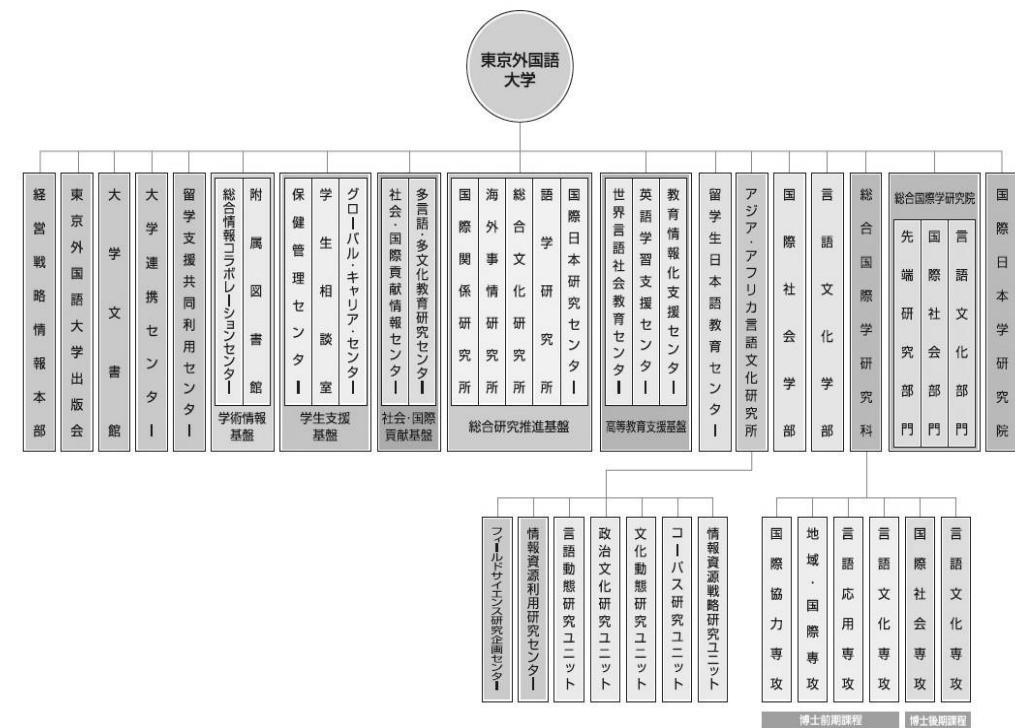
2018（平成 30）年 4月 1日運営組織図



2019（平成 31）年 4月 1日運営組織図

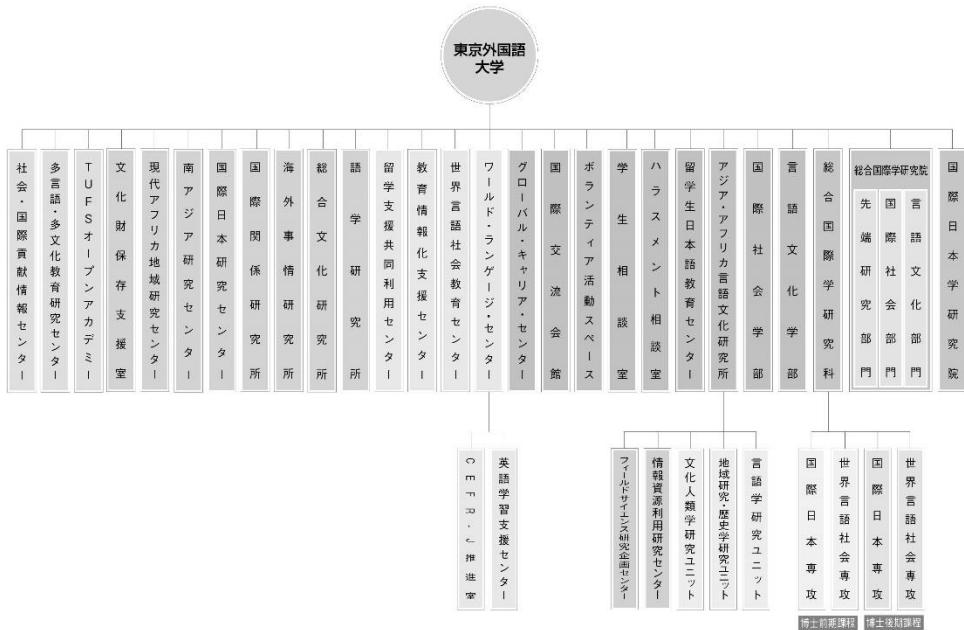


2015（平成 27）年 4月 1日教育研究組織図

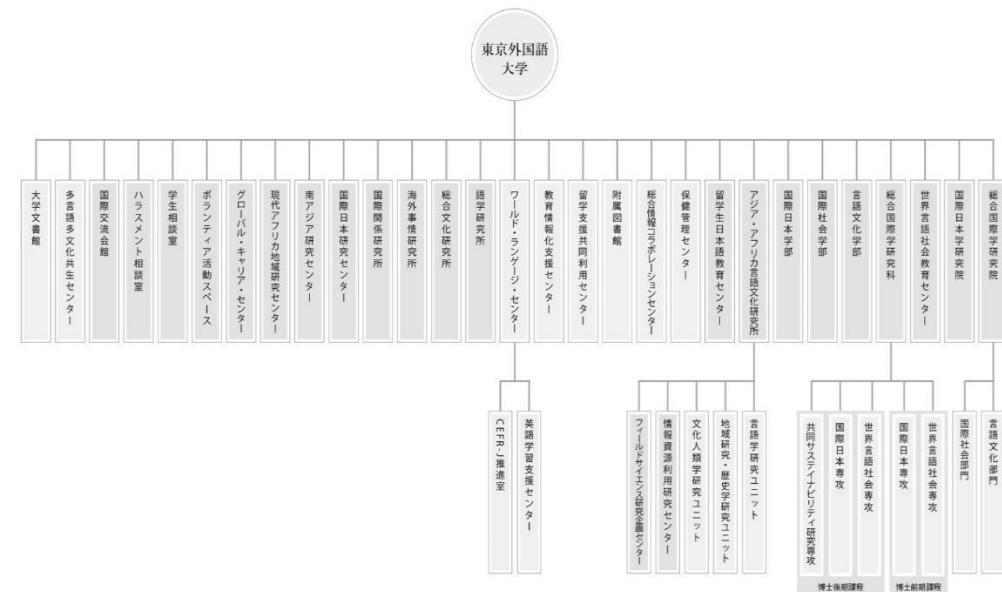


東京外国語大学

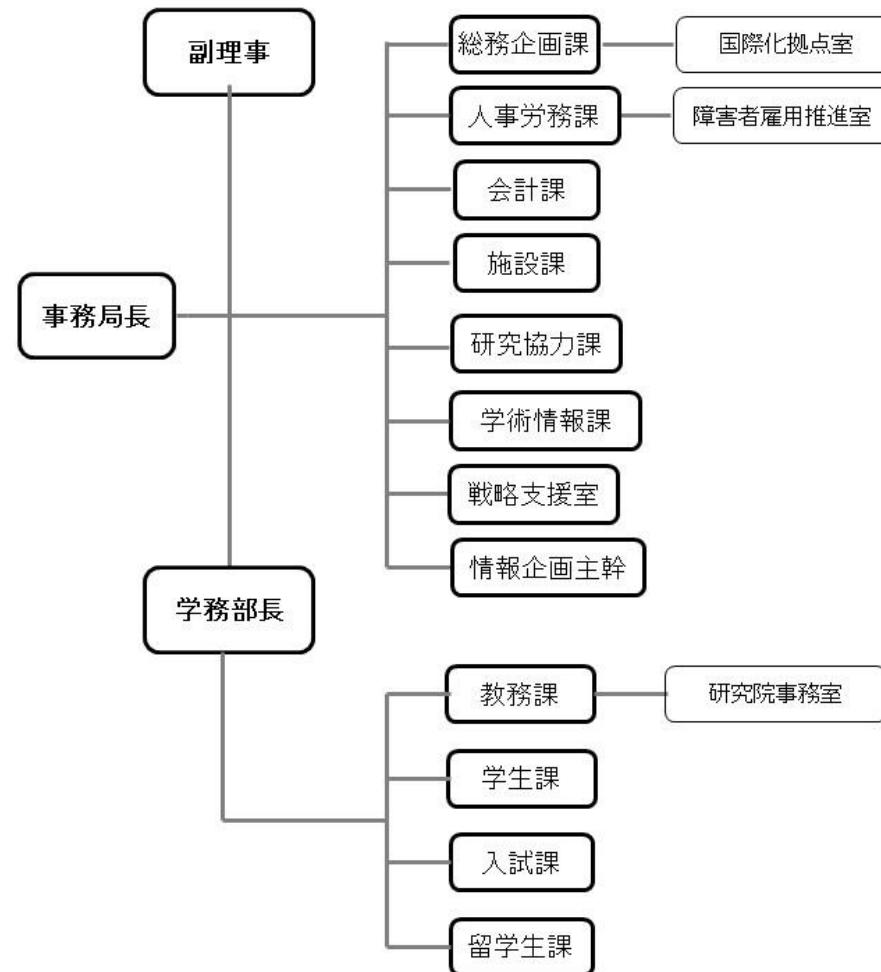
2018（平成30）年4月1日教育研究組織図



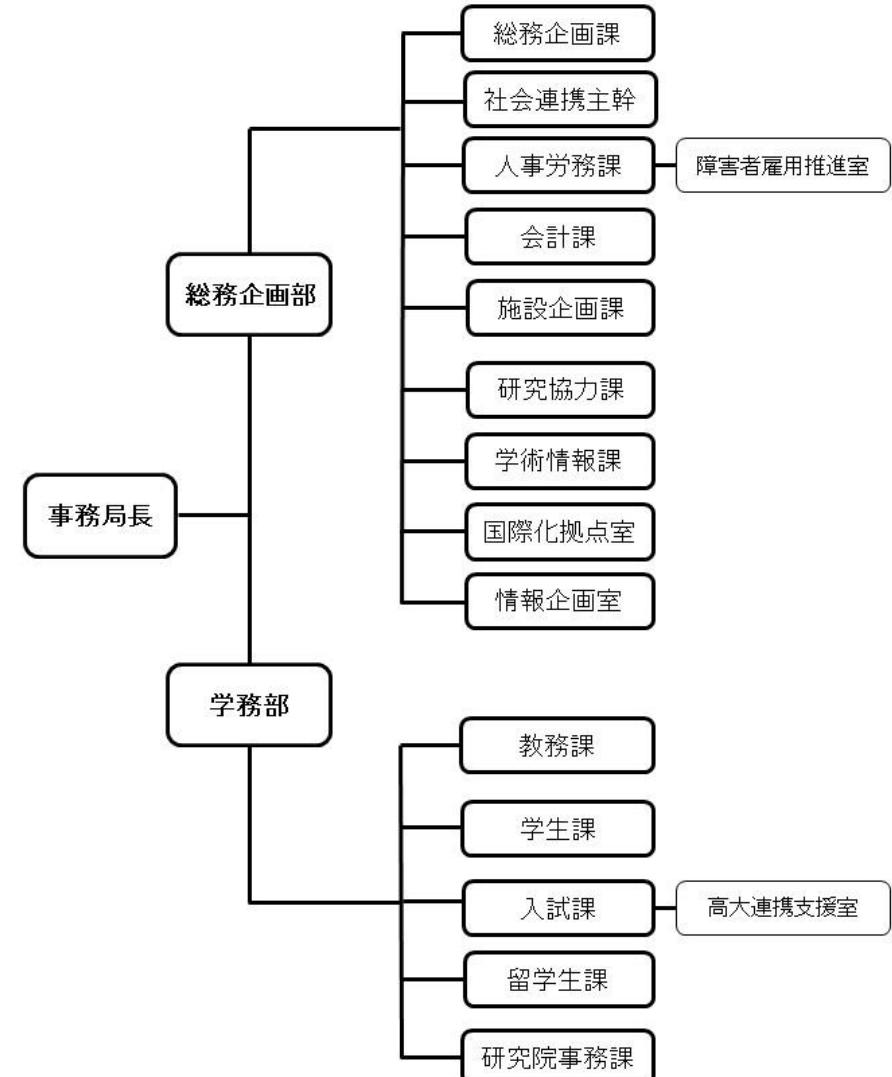
2019（平成31）年4月1日教育研究組織図



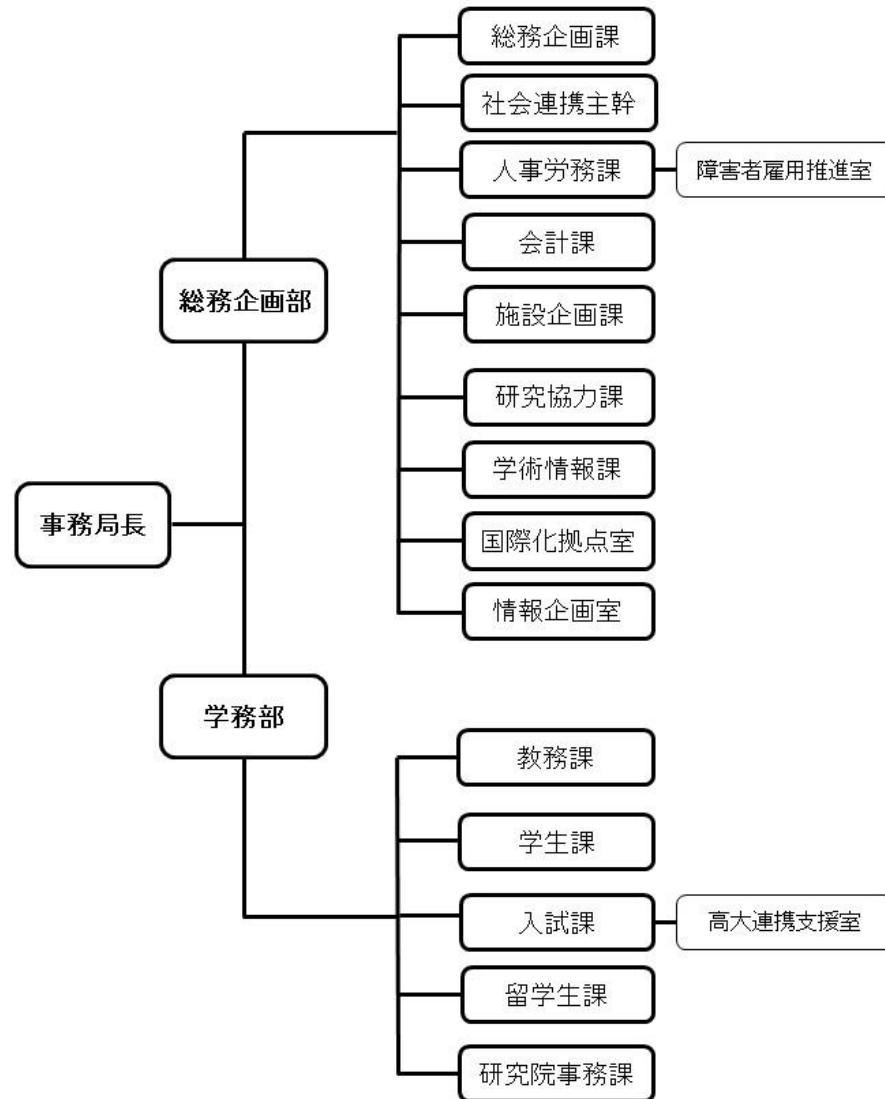
2015(平成27)年4月1日 事務組織図



2018(平成30)年4月1日 事務組織図



2019(平成31)年4月1日 事務組織図



○ 全体的な状況

第三期中期目標に掲げる「世界の言語・地域の理解を基盤とし、異文化間の対話と相互理解、地球社会における人々の共存・共生に寄与する」というミッションの実現に向けて、学長のリーダーシップの下、以下の取組を推進した。

(1) 教育

<学士課程>

◆国際日本教育の推進

日本の文化的発信力の強化と、国際的視座から日本社会の抱える諸問題に取り組み、その解決に寄与しうる人材の育成を目的に、平成31年4月に国際日本学部を新たに設置した。本学部では、入学定員75名のうち30名を外国人留学生枠として設けるなど、多様な学生が協働する極めて国際性の高い教育環境の実現を目指しており、一般入試では国立大学で初となる英語スピーキングテストの導入や日本語未修者を想定した渡日前入試の実施、英語教育並びに英語による専門教育の強化・充実、日本人学生と外国人留学生の協働を促してリーダーシップやコーディネート力を養うためのPBL方式の授業科目「協働実践科目」の開設など、これまでにない先進的な取組を多く取り入れ、国際的な視座から日本の政治・経済・社会・文化に関する総合的な日本理解及び日本発信力を育むための教育体制を整備した。また、これにより平成28年度以降実施してきた一連の組織改革が完了し、国際日本研究に関わる学士課程から大学院課程まで一貫した教育研究体制が確立した。

◆海外留学等の推進

文部科学省スーパーGローバル大学創成支援「世界から日本へ、日本から世界へ一人と知の循環を支えるネットワーク中核大学一」事業を引き続き実施し、学生の海外派遣の拡充及び海外派遣先の多様化に向けて、海外協定校の戦略的な開拓に取り組み、平成28年度以降、34カ国・地域63機関と新たに国際学術交流協定を締結した。これに基づき、学生の派遣留学（交換留学）を促進すると同時に、学部共通教育プログラムとして開講する短期海外留学科目（ショートビジット）の拡充にも取り組んだ結果、派遣留学による長期留学者数は年間328名（平成28年度実績）から472名（平成31年度実績）に、短期海外留学科目による短期留学者数は年間496名（平成28年度実績）から622名（平成31年度実績）に大幅に増加している。（平成31年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から、冬学期に予定されていた短期海外留学科目の多くが中止されている。）

◆実践的グローバル人材の育成

日本と世界諸地域との架け橋となり、また、言語的・文化的背景の異なる他者と協働し地域規模の課題解決に取り組むことができる実践的グローバル人材を育成するため、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」を活用し、「日本と中南米が取組む地球的課題を解決する文理協働型人材育成プログラム」（2015～2019年度）、「日本発信力強化に貢献するミャンマー・ラオス・カンボジア知日人材養成プログラム」（2016～2020年度）、「日露人の交流の飛躍的拡大に貢献するTUFS 日露ビジネス人材育成プログラム」（2017～2021年度）、「多文化主義的感性とコンフリクト耐性を育てる太平洋を超えたCOIL型日米教育実践」

（2018～2022年度）、「歴史と公共圏を鍵概念として日欧相互理解を深める国際人材育成プログラム」（2019～2023年度）の5つの事業を同時に展開し、延べ537名の学生が本事業に基づく短期・長期の海外派遣や海外連携大学（パートナー大学）との共同授業等に参加した。

◆学修成果の可視化

文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)」（2016～2019年度）を活用し、「学びの可視化」を実現するため、ディプロマポリシーに即した言語力、専門力、行動・発信力の達成度を本学が独自に開発したe-ポートフォリオ「TUFS Record」に記録するシステムを新たに構築し、学生が自身の学びのプロセスや客観的能力評価を随時確認しながら履修計画を組むことを可能とした。また、記録された学習履歴等をもとに、2017年度から就職活動等での活用を想定した「学修活動履歴書」を発行するとともに、2018年度から成績証明書のみでは明示されない卒業時の言語力、専門力、行動・発信力の達成度を客観的指標で示した「ディプロマ・サプリメント」（日本語／英語）を卒業生に発行している。

<大学院課程>

◆社会的ニーズに対応した教育課程への見直し

多文化共生社会の実現や日本発信力の強化といった社会的ニーズへの対応をより高度化させるため、平成28年4月に総合国際学研究科博士前期課程を、平成30年4月に同研究科博士後期課程をそれぞれ2専攻（世界言語社会専攻、国際日本専攻）に改組し、多様な課題に対して俯瞰的な視点から物事を捉える総合力と豊かなコミュニケーション力等の実践力を兼ね備えた人材の養成や、世界の中の日本を客観的に捉えて世界に日本を発信することができる人材の養成を開始した。特に、博士前期課程国際日本専攻では、国内外の日本語教師等を対象とした日本語教育リカレントコース（10月入学・1年修了）を初めて設けるなど、新たな取組を開始している。

◆文理協働型人材育成の推進

グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の養成を目的に、西東京国立三大学（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学）の連携により、平成31年4月から総合国際学研究科博士後期課程に本学初となる共同教育課程「共同サステナビリティ研究専攻」（入学定員3名）を設置した。本専攻では、3大学が共同で一つの専攻課程を運営し、各大学の強みを生かしたトリプレット指導体制により実践的な文理協働型人材育成が行われ、すべて英語により履修指導や研究指導等が実施されている。

◆海外大学院との共同教育・共同論文指導の充実

文部科学省「大学の世界展開力強化事業」（中南米）の一環として、2018年度にエアフィット大学（コロンビア）との間で本学初となるダブルディグリー協定を締結し、これに基づき同年度に本学から派遣した博士前期課程の学生1名（世界言語社会専攻・言語文化コース）が平成31年度に両大学の修士号を取得した。

また、博士後期課程では共同論文指導体制（コチュテル）を引き続き推進し、平成 28 年度にはローマ大学（イタリア）、平成 29 年度にはトレント大学（イタリア）との共同論文指導により、それぞれ 1 名の学生に対して本学及び両大学から学位が授与された。さらに、研究対象の地域・分野を複眼的に捉え、より質の高い学位論文を執筆させることを目的とした「Joint Education Program」を実施し、平成 28 年度以降、博士前期課程で延べ 48 名、博士後期課程で 18 名の学生が海外の大学院で論文指導等を受けた。

◆キャリア教育の充実

学生の志望する進路に応じ、実践的な職業スキルを習得させるため、平成 28 年度から博士前期課程において「日本語教育実践プログラム」、「多文化コーディネーター養成プログラム」、「CEFR に準拠した新しい外国語教育プログラム」、「世界史教育プログラム」、「国際行政入門プログラム」の 5 種のキャリア・プログラムを開設し、それぞれ一定の単位を満たした学生延べ 27 名に対して修了書を授与している。また、平成 29 年度から「専門領域単位修得証明制度」を新たに設け、「英語教育学」、「日英通訳翻訳実践」、「日本語教育学」の 3 領域において、一定の要件を満たした学生延べ 54 名に対して証明書を発行している。

（2）研究

◆日本研究・日本語教育研究分野における先端的国際共同研究の推進

大学院国際日本学研究院において、平成 27 年 10 月から引き続きアジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム（CAAS）を構成する海外大学から第一線で活躍する日本研究者をユニット招致するとともに、平成 28 年度から新たに国立国語研究所（NINJAL）から毎年度 2 名の研究者をクロスマーチント制度を活用してユニット招致するなど、先端的国際共同研究を戦略的に推進している。CAAS ユニットとしては、平成 28 年度以降、コロンビア大学（米国）、ロンドン大学 SOAS（イギリス）、フランス国立東洋言語文化学院（フランス）、ライデン大学（オランダ）、韓国外国语大学校（韓国）から文学、芸術学、文化学、歴史学、社会学等の各分野の日本研究者 24 名を招へいし、NINJAL ユニットや学内研究所・研究センター等と連携しながら、国際シンポジウムを毎年度開催するとともに、研究会や講演会を多数開催し、その成果は報告書や Newsletter として公表している。

◆アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究の推進

アジア・アフリカ言語文化研究所では、共同利用・共同研究拠点「アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究拠点」（2016 年～2021 年度）として、言語学、歴史学・地域研究、文化人類学の各分野を軸とした 3 つの基幹研究を中心に事業を遂行し、平成 28 年度以降、言語学で 24 件、歴史学・地域研究で 20 件、文化人類学で 13 件の共同利用・共同研究課題を実施し、延べ 726 名に及ぶ共同研究員の参加を得て合計 415 回の研究会が開催した。共同利用・共同研究課題に関連した国際シンポジウムやワークショップ、セミナーも当該期間中に 191 件開催したほか、本研究所の 2 つの海外拠点（中東研究日本センター（レバノン）、コタキナバル・リエゾンオフィス（マレーシア））を活用した国際シンポジウム、ワークショップ、共同利用・共同研究課題の研究会やセミナー等を開催している。

◆多面的アフリカ国際研究の推進

国内外のアフリカ研究機関との連携による国際ネットワークを構築し、現代アフリカの諸問題に関する中核的研究拠点を形成することを目的に、国立大学法人運営費交付金機能強化経費を活用した重点的な組織整備事業として、平成 29 年度に「現代アフリカ地域研究センター」を新たに設立し、当時の日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター長を本センター長として招へいするとともに、特任研究員 2 名を新たに採用した。本センターでは、平成 29 年度以降、アフリカ各国の研究機関から合計 10 人の外国人研究者を招へいし、国際共同研究を推進するとともに、平成 30 年 9 月にはプレトリア大学（南アフリカ）と、令和 2 年 2 月にはプロテスタント人文・社会科学大学（ルワンダ）と共同で大規模な研究集会を開催したほか、令和元年 5 月には第 4 回南アフリカ・日本大学（SAJU）フォーラムの日本側事務局を務め、さらに同年 8 月には第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）の開催に合わせて複数のパートナー事業やサイドイベントを企画・実施した。また、平成 30 年 9 月にはプレトリア大学（南アフリカ）に本センター初となるリエゾンオフィスを設置し、アフリカからの研究者や留学生の招へいなど、サブサハラ域内の学術機関を結ぶネットワーク網の中核拠点としての機能を果たしている。

（3）社会連携・社会貢献

◆多文化共生社会の実現に向けたリカレント教育の充実

TUFS オープンアカデミーでは、国内外における日本語教育と学習ニーズの高まりを背景に、平成 29 年度から日本語指導者の育成を目的とした「にほんご指導者要請プログラム」を提供し、日本語教育実習など技能実践を含む総時間数 135 時間の教育課程を修了した 26 名の受講者に対して「プログラム履修証明書」を発行している。また、法廷、捜査、弁護活動など司法の現場において、異なる言語や文化間の仲介役となるスペシャリストを養成するため、平成 31 年度に青山学院大学との連携協定に基づく本学初の履修照明プログラム「司法通訳養成講座」を新たに開設し、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語の各講座において、それぞれ 10 名、8 名、3 名が修了した。

（4）業務運営等

◆業務運営の改善及び効率化に関する目標

※詳細は特記事項（33～35 頁）を参照

◆財務内容の改善に関する目標

※詳細は特記事項（43～44 頁）を参照

◆自己点検・評価及び情報提供に関する目標

※詳細は特記事項（50～51 頁）を参照

◆その他の業務運営に関する目標

※詳細は特記事項（62～64 頁）を参照

○ 戰略性が高く意欲的な目標・計画の状況

ユニット 1	「TUFS ネットワーク中核大学」創成宣言に基づくスーパーグローバル大学事業の推進
中期目標【1】	高度な言語運用能力と地球社会化時代を生きるために必要な基礎的教養及び専門知識を身につけ、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する国際教養人及び、社会・政治・経済等の分野で活躍できる国際職業人を養成する。
平成 31 年度計画【1-1-1】	CEFR-J×27（ヨーロッパ言語共通参照枠を適用した参考枠）の Can-Do リストに基づくタスク・インベントリーの開発を進めるとともに、本学学生の専攻言語の達成度を CEFR-J で判定し、言語能力の可視化を進める。
【平成 31 事業年度の実施状況】	
<p>本学で専攻言語として教授する 28 言語（2019 年度入学者から新たにウズベク語を専攻言語に追加）それぞれについて、CEFR-J に準拠した「CEFR-J×28 学習語彙表」の整備を進め、A1 レベルで 27 言語、A2 レベルで 25 言語の整備を完了した。加えて、Can-Do リストの内容に応じた「CEFR-J×28 フレーズ・リスト」（2 語以上からなる定型表現集）については、17 言語で整備を完了した。また、本学の正規生及び教職員を対象に、学習管理機能が付属した携帯・タブレット用の単語学習アプリ「TUFS CEFR-J×28 FlashCard VocabBuilder」（iOS/Android 対応）を昨年度から引き続き公開し、2020 年 3 月末時点でダウンロード数は累計 1,513 回に上っている。さらに、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）「大学教育再生加速プログラム」（テーマ V「卒業時における質保証の取組の強化」）（平成 28～31 年度）の一環として、全学生を対象とした CEFR-J に基づく言語運用能力の達成度評価を継続して実施するとともに、これを可視化した「ディプロマ・サプリメント」を平成 31 年度卒業生 728 名に対して発行した。</p>	
平成 31 年度計画【1-1-2】	英語教育プログラムの点検・見直しを行い、TOEIC800 点達成者を 55% 程度に増加させる。また、上位の学生向けプログラムを実施し、その成果を検証する。
【平成 31 事業年度の実施状況】	
<p>全学的かつ総合的な英語学習支援を推進する英語学習支援センター(English Learning Center)では、英語力強化講習と称して、レベル別の「TOEIC 対策講習」や「TOEIC 勉強会」など TOEIC のスコアアップを目指す学生への学習機会を提供するとともに、より上位の英語力保持者を対象とした「IELTS 対策講習」や「Advanced Discussion ワークショップ」、さらに学生の目的や志向に応じた「英語ライティングワークショップ」、「ディスカッションワークショップ」、「外交官試験対策」など、多様な課外学習プログラムを提供した。また、正規課程プログラムの一つとして、夏学期に 3 泊 4 日のイマージョン合宿を開催している。これらの取組により、平成 31 年度における TOEIC800 点達成者の割合は 47.3%（対前年度比 0.6 ポイント減）と、昨年度と同水準となっている。</p>	
平成 31 年度計画【1-1-3】	新たにクルド語などを開講し、本学で学ぶことのできる言語を 77 言語とする。

<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、アイスランド語、アイルランド語、クルド語、ジンポー語、ゾンカ語、マダガスカル語に関する授業を新たに開講し、年間で合計 77 言語の授業を開講した。多様な言語科目の開講にあたっては、質の高い教員の確保と恒常的な開講を目指して、ルーマニアやスペイン（カタロニア自治州、バスク自治州）等の在外機関と連携・協力協定を締結するなどして対応している。また、2016 年度から 2019 年度までの 4 年間に開講した言語数は、通算 85 言語に達している。</p>	
中期目標 【12】	徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国の社会のグローバル化を牽引するための取組を進める。
平成 31 年度計画 【12-1-1】	海外協定校と共同で教育を行う Joint Education Program を 30 件実施する。
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、協定校派遣型（7 件）、協定校受入れ型（2 件）、遠隔講義型（10 件）、教員招へい型（1 件）、研究指導型（12 件）の 5 つの形態による Joint Education Program を計 32 件実施した。本取組では、大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」を積極的に活用し、上記のうち「ASEAN 地域における大学間交流の推進（タイプ B）」（事業期間：2016～2020 年度）では協定校受入れ型を 2 件、「ロシアとの大学間交流形成支援（タイプ A）」（事業期間：2017～2021 年度）では遠隔講義型を 1 件、「COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援（タイプ A）」（事業期間：2018～2022 年度）では協定校受入れ型を 7 件実施している。</p>	
平成 31 年度計画 【12-1-2】	「留学 200%」計画推進のため、ショートビザットへの短期留学への参加者を 650 名程度に増加させる。
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、主に「短期海外留学（ショートビザット）」、「スタディツアーア」、「就業体験（インターンシップ）」といった短期海外留学プログラムを実施し、延べ 689 人が参加した（例年実施している「日本語教育インターンシップ」は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した）。このうち、ショートビザットの参加者数は延べ 622 人（対昨年度比 56 人減）と、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本制度の開始（平成 23 年度）以来初の減少となつたが、海外協定校の開拓や各協定校との短期留学プログラムの拡充に積極的に取り組んだ結果、プログラム提供数（開講数）は全 209 プログラム（79 か国・地域／157 協定校）と過去最高となった。なお、ベトナム語、ビルマ語、トルコ語、ラオス語、タイ語、ベンガル語、カンボジア語、アラビア語の各言語を専攻する学部 1 年次生又は 2 年次生については、全員参加型のプログラムが組まれている。</p>	
平成 31 年度計画 【12-1-3】	「受入れ留学生 2 倍」計画に基づく受入れ留学生を 990 人程度に増加させる。
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、海外協定校の拡充による交換留学生の受入枠の拡大等により、学部又は大学院が大学間交流協定に基づき実施する「国際教育プログラム（ISEP）」</p>	

International Student Exchange Program)」や、夏・冬学期を利用して実施する「短期日本語日本文化プログラム（ショートステイプログラム）」等への参加者の増加により、年度計画を上回る合計1,219名（前年度比49人増）の外国人留学生を受け入れた。

平成31年度計画【12-1-4】	Global Japan Officeを新たに4拠点設置する。
------------------	---------------------------------

【平成31事業年度の実施状況】

平成31年度は、本学が海外協定校に置く18番目の拠点として、プロテスタント人文・社会科学大学（ルワンダ）にGlobal Japan Desk（Global Japan Officeの簡易形態）を新たに開設した。また、タシュケント国立東洋学大学（ウズベキスタン）ともGlobal Japan Deskを開設することで合意に至っているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、次年度に開設を延期した。今後は、従来どおり常設型のGlobal Japan Officeの開設を進める一方で、より機動的かつ持続可能な支援体制を整備するため、学生の活動支援に特化したGlobal Japan Deskを戦略的に増やす予定としている。

平成31年度計画【12-2-1】	ショートステイプログラム（海外からの留学生向け短期プログラム）を拡充し、夏・冬のプログラム合わせて125人程度の受講生を受け入れる。
------------------	--

【平成31事業年度の実施状況】

平成31年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があったものの、海外協定校の拡充やショートステイプログラムにおける受入枠の拡大等により、ほぼ年度計画どおりの合計121名（対前年度比13名減）の留学生を受け入れた。そのうち、大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」を積極的に活用した短期学生交流プログラムとして、「中南米等との大学間交流形成支援（中南米諸国）」（事業期間：2015～2019年度）で8名、「ASEAN地域における大学間交流の推進（タイプB）」（事業期間：2016～2020年度）で16名、「ロシアとの大学間交流形成支援（タイプA）」（事業期間：2017～2021年度）で30名の留学生を受け入れた。

ユニット 2	東京外国語大学の強みを生かした国際日本研究の推進
中期目標【3】	学生の能動的学習を促す教育の実施体制等の整備や、教員の資質改善・向上を目的としたFD活動の推進により、学士課程教育の質的転換に取り組む。また、国内外の大学間連携等による教育リソースの拡充と多様化を推進する。
平成31年度計画【3-3-1】	海外研究教育機関との交流協定締結状況の検証を行うとともに、協定戦略を見直しながら、新たに8校程度拡大する。
【平成31事業年度の実施状況】 平成31年度は、既存の海外協定校に関して交流状況等の検証を踏まえた見直しを行うとともに、引き続き海外協定校の新規開拓を推進した結果、年度計画を上回る11校（アジア3校、オセアニア1校、ヨーロッパ6校、中南米1校）と新たに国際学術交流協定を締結し、既存の6協定を廃止するに至った。2020年3月31日現在の国際学術交流協定校は、71カ国・地域219機関5コンソーシアムとなっている。	
平成31年度計画【3-3-2】	CAAS（アジア・アフリカ教育研究コンソーシアム）ユニット招致により4名以上の外国人教員を招へいし、先端的国際共同教育を行う。
【平成31事業年度の実施状況】 平成31年度は、CAASの構成機関であるロンドン大学SOAS（イギリス）から4名、フランス国立東洋言語文化学院（フランス）から3名、ライデン大学（オランダ）から1名の計8名の研究者を招へいし、従来の総合国際学研究科博士前期課程国際日本専攻に加えて、新たに国際日本学部（2019年4月設置）でも先端的かつ多彩な講義（「日本映画史」、「日本におけるギリシャ文化の表象」、「医薬人類学」、「夢研究」、「食品包装文化史」、「日本社会における優生思想と法」等）を開講した。これにより、海外で日本を対象とした先端的研究を行っている外国人研究者から、それぞれの専門分野における最先端の研究成果に基づく教育を学士課程段階から直接受けることが可能となるなど、国際日本研究の発信拠点として相応しい先端的かつ国際的な共同教育の場が提供されている。	
中期目標【7】	日本研究・日本語教育研究の世界的拠点としての実績を踏まえ、国際的な視野から見た日本研究及び日本語教育学分野における研究に取り組み、研究の国際化と高度化を推進する。
平成31年度計画【7-1-1】	CAASユニットとして4名以上の研究者を招へいし、歴史学や文学、文化学に関する共同研究を行うとともに、NINJAL（国立国語研究所）ユニットとして2名の研究者を招へいし、社会言語学やコーパス日本語学の共同研究を行うことにより、先端的国際共同研究を推進する。
【平成31事業年度の実施状況】 平成31年度は、国立大学法人運営費交付金機能強化経費を活用した「東京外国語大学の強みを活かした国際日本研究の推進－学内組織の戦略的再編成と海外	

ユニット招致による『日本発信力強化』の取組一に取り組み、CAAS ユニットとしてロンドン大学 SOAS (イギリス) から 4 名、フランス国立東洋言語文化学院 (フランス) から 3 名、ライデン大学 (オランダ) から 1 名の計 8 名 (映画、文化・美学 (視覚文化史) 、政治学、労働史学、法学、文化人類学、食文化史、美術史) を招へいするとともに、NINJAL ユニットとして国立国語研究所から研究者 2 名 (社会言語学、日本語韻律論) をクロスアポイントメント制度により任用し、両ユニットと学内外の研究組織による分野横断的な国際共同研究を推進した。具体的には、「CAAS&NINJAL 研究会」 (招へい教員による研究発表の場) を 3 回、「CAAS&NINJAL 講演会」 (一般公開の講演会・共催研究会) を 9 回開催し、後者については内 6 回を学外の研究機関 (国立国語研究所、日本音声学会) もしくは学内の研究所・センター等 (語学研究所、総合文化研究所、現代アフリカ地域研究センター、男女共同参画推進部会) との共催 (又は後援) により開催した。また、CAAS ユニットと国際日本学研究院との協働により、国際シンポジウム 「Symposium Directions in Japanese Film Studies」 、ブックトーク 「茶道建国：日本らしさと茶の湯」 、ワークショップ 「媒体としてのヒトガタ：現代日本における人形の生産・消費・処分」 をそれぞれ開催し、各回とも国内外から集まった登壇者延べ 16 名がそれぞれの専門から多角的な研究・実践を発表するなど、先端的かつ国際的な日本研究を推進した。これらの研究活動の成果を公表するための報告書 3 点と、両ユニットの活動報告を記録した Newsletter 1 点を発行した。

ユニット3	世界諸地域、特に中東やアフリカで生起する諸問題等に対するわが国の対応力強化
中期目標【1】	高度な言語運用能力と地球社会化時代を生きるために必要な基礎的教養及び専門知識を身につけ、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する国際教養人及び、社会・政治・経済等の分野で活躍できる国際職業人を養成する。
平成31年度計画【1-5-1】	四大学連合や西東京三大学等との連携による授業を15程度開講する。また、他大学により提供される授業に関して、その教育効果を検証し、提供される授業の見直しを行う。
【平成31事業年度の実施状況】	
<p>平成31年度は、国立大学法人運営費交付金機能強化経費を活用した「文理協働型グローバル人材育成プログラム」を推進し、西東京三大学連携（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学）により、文理協働型基礎ゼミを2科目、英語化科目を10科目開講したほか、四大学連合の構成機関である一橋大学及び東京医科歯科大学との連携により、それぞれ医学・医療分野の授業を2科目、経営学の授業を4科目開講した。また、日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力機構（JICA）、地方自治体（山形県等）、新聞各社（毎日新聞社、読売新聞社、朝日新聞社）、民間企業（ANA総合研究所、日本ビジネスシステムズ）、日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）といった多種多様な外部機関とも連携し、合計34科目（大学間連携による開講数を含む）を開講するなど、人文社会科学の枠を超えた学習の機会を学生に提供している。これらの授業には、延べ1,767名におよぶ多くの学生が履修し、また、特に三大学連携では文理協働型の課題解決型授業が実施され、他分野の多彩な学生同士との活発な交流が図られるなど、大きな教育効果を得ている。</p>	
平成31年度計画【1-5-2】	PBLや双方向的討議型授業を拡大するための準備を進める。
【平成31事業年度の実施状況】	
<p>平成31年度は、国立大学法人運営費交付金機能強化経費を活用した「コンフリクト耐性を持つ人材育成プロジェクト」を推進し、インド、アメリカ（国連本部）、マレーシア、アジア3か国（日本、韓国、ロシア）において、社会的な課題解決をテーマにした海外スタディツアーリーを実施するとともに、山形県内の4市町村との連携協定に基づき、インバウンド推進・地域活性化に向けた施策提言を目的とした外国人留学生と日本人学生の協働によるスタディツアーリーを昨年度に引き続き実施した（例年実施している「ウズベキスタン・スタディツアーリー」は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した）。また、本プロジェクトの一環として、世界諸地域における多様な言語によるメディア報道を学生が日本語に翻訳し、専門家の校閲を経た後、ウェブサイト「日本語で読む世界のメディア」で発信する取組を引き続き実施し、2019年度時点では23紙8言語（アラビア語、トルコ語、ペルシア語、ベトナム語、ビルマ語、インドネシア語、ウルドゥー語、ベンガル語）の翻訳を行っている。</p>	

<p>さらに、日本貿易振興機構（JETRO）及び国際協力機構（JICA）並びにグローバル企業との連携による就業体験を昨年度に引き続き実施するとともに、大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」を活用した取組として、「ロシアとの大学間交流形成支援（タイプ A）」（事業期間：2017～2021 年度）ではロシア企業あるいはロシアに進出している企業への就業体験を、「COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援（タイプ A）」（事業期間：2018～2022 年度）では非営利団体の協力の下で「ハザード・スタディーズ（震災文学・災害と防災・原発）」を主軸とした被災地福島での就業体験を実施した。</p> <p>加えて、言語文化学部グローバルコミュニケーションコースでは、大学での専門教育を通じた課題解決を実践するインターンシップ科目を引き続き開講し、多言語・多文化化する地域社会が抱える課題の解決に向けて、学生が府中市の府中国際交流サロンの日本語ボランティアと協働のうえ、「外国人のための防災ガイド」を新たに完成させた。</p>	
中期目標【9】	アジア・アフリカ言語文化研究所は、21世紀の多元的地球社会の見取り図を描く上で不可欠な、アジア・アフリカ世界に関する新たな認識枠組みと価値の創出につながる共同研究を国内外で展開し、国際的な頭脳循環のハブとしての機能を果たす。
平成 31 年度計画【9-2-1】	ペイルート、コタキナバル両研究拠点を活用した中東イスラーム圏における分極化、リスク・ハザードに対する「在来知」の可能性に関する国際共同研究を含め、イスラームやアジア・アフリカの諸問題の正確な理解に基づく解決に貢献する共同利用・共同研究課題 10 件程度を実施する。
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、ペイルート研究拠点による「中東社会における宗教宗派的・政治社会的少数派に関する研究」、コタキナバル研究拠点による「東南アジアのイスラームと文化多様性に関する学際的研究」の 2 つの国際共同研究を含め、イスラームやアジア・アフリカの諸問題の正確な理解に基づく解決に貢献する共同利用・共同研究課題 15 件、外国人研究員との国際共同研究 2 件を継続したほか、10 月に着任した外国人研究員と本学アジア・アフリカ言語文化研究所所属の教員との間で国際共同研究課題 1 件を実施した。</p>	
中期目標【10】	複合化するグローバル社会に対応できるように研究の高度化を進めるとともに、日本を取りまく国際的な諸課題に対して理論的、実践的な成果を提供できるような研究実施体制を整備する。
平成 31 年度計画【10-1-1】	現代アフリカ地域研究センターにおいて、国内外のアフリカ研究機関との連携を強化し、先端的な地域研究の推進体制の充実を図る。
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <p>平成 31 年度は、ザンビア大学（ザンビア）、アディスアベバ大学（エチオピア）、ガーナ大学（ガーナ）から計 4 名の外国人研究者を招へいし、現代アフリカ地域研究センターとの国際共同研究を推進した。また、本センターが主催する「ASC セミナー」を計 17 回（うち 11 回は国際セミナー）開催したほか、2019 年 5 月にプレトリア大学（南アフリカ）で第 4 回南アフリカ・日本大学（SAJU）フォーラムが開催されることに合わせて、本センターが日本側事務局を務め、日本及び南アフリカを拠点とする研究者や実務家等 200 名以上が参加する大規模な会議の開催を全面的に支援した。さらに、同年 8 月に第 7 回アフリカ開発会議</p>	

(TICAD 7) が横浜で開催されることに合わせて、TICAD 7 パートナー事業として 7 月 13 日にシンポジウム「日本のアフリカ研究を総覧する」（共同主催：京都大学アフリカ地域研究資料センター、上智大学アジア文化研究所、東京大学アフリカ地域研究センター）、8 月 27 日に SAJU フォーラム・フォローアップ・セミナー「Japanese-African University Dialogue on Global Sustainable Development」を、また、TICAD 7 サイドイベントとして「西アフリカの持続的発展への課題—人々の生計向上のために」（共催：共同サステイナビリティ研究専攻、京都精華大学）を開催した。加えて、2020 年 2 月にはプロテスタント人文・社会科学大学（ルワンダ）と共同で「PIASS-TUFS Joint Seminar on Development and Resource Management」を開催し、日本及びアフリカ 8 か国の研究者計 24 名が 2 日間にわたって研究発表を行った。この他にも、共催・講演・協力等の形態により数多くのイベント運営に携わることで、国内外における研究交流の活性化を牽引し、研究ネットワークの構築を推進した。	
平成 31 年度計画【10-1-2】	「アジア・アフリカ研究教育コンソーシアム」において、引き続き研究会を開催するとともに、共同研究の成果を広く社会に発信する。
【平成 31 事業年度の実施状況】 平成 31 年度は、上海外国语大学において第 10 回アジア・アフリカ研究教育コンソーシアム (CAAS) 国際シンポジウムを 2 日間にわたって開催し、CAAS 加盟 6 機関から 26 組の研究者・大学院生が参加し、研究発表を行った。本シンポジウムの成果は、Proceedings として上海外国语大学から出版されている。また、国際シンポジウムの開催に合わせて、加盟機関によるコーディネーター会議を開催し、研究成果の発信に関する方針や新たな加盟機関に関する検討を行い、今後はアフリカ、オーストラリア及び南アメリカ等の南半球に位置する機関の加盟を積極的に促し、将来的に加盟機関を 12 機関まで増やすことを決定した。	

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	14. 教育研究を活性化するため、学長のリーダーシップによる、実効性のある運営を行う。
	15. 人事制度及び人事評価制度の改善・充実を図り、戦略的な人材活用を推進する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）
		中期	年度	
【14-1】 組織運営における学長の戦略策定機能を強化し、学長裁量経費等のより効果的な資源配分を実現するため、IR オフィスのデータに基づく経営情報分析体制を充実させると同時に、経営協議会の外部委員への意見聴取の機会を拡大する。		III		<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>組織運営における学長の戦略策定機能を強化し、学長裁量経費等のより効果的な資源配分を実現するため、平成 28 年度に学長直属の特命事項担当室に、IR 担当のポストを新設の上、専任の教員を採用・配置し、経営情報分析体制の充実を図った。平成 29 年度には、本学の IR 機能を担う経営戦略情報本部において、本学の収入予算の大部分を占める授業料収入に影響を与える学生の休学の動向等について分析を行った。また、平成 30 年度には、予算配分単位を改め、学長をトップとする総合戦略会議の下に置かれる目的別のオフィス（教育アドミニストレーション・オフィス、研究アドミニストレーション・オフィス）を新たに予算単位に加えた。これにより、学内配分や使途等の「見える化」の推進に寄与し、教育コストと研究コストが明確に示され、学内における情報共有や分析、学内外における説明責任をより果たせるようになった。</p> <p>また、経営協議会の外部委員への意見聴取の機会を拡大するため、平成 28 年度以降、経営協議会学外委員と個別に意見交換を行う機会を計 9 回設けるとともに、その結果を踏まえ、学生に対するキャリア支援の拡充等に着手するなど、学外委員からの意見を大学経営に適切に取り入れている。</p>

<p>【14-1-1】 前年度の検証結果に基づき、学長裁量経費等の配分の見直しを行う。</p>		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【14-1-1】 平成 31 年 4 月から新たに就任した学長のリーダーシップの下、昨年度に見直しを行った学長裁量経費の決定プロセスに従い、教育・研究・社会貢献の各分野において特に注力する戦略的事業への活用について学長室会議で方針を決定し、平成 31 年度は「多文化共生への貢献」をテーマとした事業に対して重点的な支援を行った。具体的には、多文化共生・共創研究のメカニズムに関する理論研究・モデル開発を目的として、研究アドミニストレーション・オフィスに 18,560 千円を、また、多様な授業を通じて多面的に多文化共生を学ぶためのプログラム構築を目的として、教育アドミニストレーション・オフィスに 19,840 千円を措置するなど、総額約 285,000 千円の学長裁量経費を戦略的かつ重点的に配分した。</p>	
<p>【14-1-2】 経営協議会学外委員と大学経営に関する意見交換を行う機会を個別に設ける。</p>		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【14-1-2】 平成 31 年度から経営協議会学外委員 8 名のうち 4 名を新たに選任し、公私立大学関係者や中央省庁出身者（元外交官等）、ジャーナリスト、企業経営者など、各分野で活躍する人物をバランス良く配置した。その上で、学外委員との意見交換を踏まえ、働きやすい職場環境の創出を目指し、新たに学内保育所の設置を検討するなど、学外委員からの意見を適切に大学経営に取り入れている。また、学外委員からの主な意見への対応状況については、本学ウェブサイトでも公表している。</p>	
<p>【14-2】 学長を補佐する体制を強化し、組織の効率的・機動的な運営を実現するため、総括理事が各業務の状況を組織横断的に把握し、全学的な業務の調整を可能とすることにより、大学のガバナンスを高める。</p>		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 学長を補佐する体制として、理事、副学長のほか、学長特別補佐、学長特命補佐、学長アドバイザーを複数名配置している。これらのポストは、学長のイニシアティブにより、全学的な企画・立案等に参画し、又は特定の業務を遂行するための要員として、その時々の状況に応じて機動的な配置が可能になっており、特に学長アドバイザーには、本学を退職した名誉教授や中央省庁出身者（元外交官等）、民間企業出身者等の学外者が多く登用されている。平成 30 年度時点では、学長特別補佐 4 名、学長特命補佐 3 名、学長アドバイザー 9 名が配置されている。 加えて、学長のリーダーシップに基づく戦略策定</p>	<p>国立大学法人ガバナンス・コード等を踏まえて、学長補佐体制の在り方について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>

			<p>機能の強化、並びに意思決定の一元化と実施の迅速化を図るため、平成 27 年 10 月に学長を議長とする総合戦略会議を設置するとともに、平成 28 年度以後、本会議の下に機能別オフィスを段階的に設け、平成 30 度には各担当理事又は副学長を責任者とする 8 つのオフィスを配置し、それぞれが専門的に所掌する業務の戦略策定等に関する実質的な権限を各オフィスに与えることで、戦略的かつ効果的な大学運営を実現した。</p> <p>また、理事 3 名のうち 1 名を総括理事として定め、各業務の状況を横断的に把握し、学長に代わって全学的な調整等を行うことが可能となる体制も整えている。</p>	
	<p>【14-2-1】</p> <p>学長を補佐する体制を強化するため、理事、副学長、学長補佐の担当業務を含めた体制について見直しを行う。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【14-2-1】</p> <p>前学長の任期満了に伴い、平成 31 年 4 月に就任した新たな学長の下、理事、副学長を含む学長補佐体制の見直しを行った。特に平成 31 年度から他大学でファンドレーザーとしての勤務経験がある民間企業出身者を学外理事（非常勤）として任命し、基金や経営戦略に関する体制強化を図った。</p>	
<p>【14-3】</p> <p>総合戦略会議を定期的に開催し、学内における各部局等との直接的な対話を通じて意思疎通を図ると同時に、学長が教職員及び学生から大学に対する意見を聞く機会を拡大する。</p>	<p>【14-3-1】</p> <p>学長が教職員及び学生から大学に対する意見を聞く機会を引き続き設ける。</p>	III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>総合戦略会議を原則として月 1 回開催し、各部局等との直接的な対話を通じて、正確な情報共有や共通認識の醸成、意思決定の迅速化を図った。</p> <p>また、学生・教職員と学長（役員）による定期的な懇談の場として「学長とのコーヒーミーティング」を毎月開催し、自由な意見交換を通じて、学生の大学生活や課外活動等も含め、大学運営全般に関する理解を相互に深めることにより、組織全体の活性化を図った。</p>	学長が学生や教職員から大学に対する意見を聞く機会を継続して設け、大学運営に適切に反映させる。
		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【14-3-1】</p> <p>学長と新規採用職員との懇談の場を新たに設け、独自試験により採用した民間企業出身者や海外留学等の経験を持つ若手職員との意見交換会を計 2 回実施した。</p> <p>また、中学生・高校生との交流イベントの開催やブログ、キャンパスツアー、大学説明等を通じて大学の魅力を社会に伝える「TUFS アンバサダー」（東京外国語大学学生広報大使）の制度を新たに創設</p>	

			<p>し、合計 14 名の学生をこれに任命するとともに、当該学生との意見交換会を開催した。</p> <p>これら学生からの意見・要望に応えるかたちで、学長の主導により、学生の自主的かつ創造的な多文化共生活動を支援することを目的とした「TUFS 多文化共生学生自主企画公募事業」を新たに立ち上げ、公募により選ばれた 3 件の企画に対して総額 223 千円の活動資金を援助し、国内外の機関・団体等と連携した多文化共生推進活動を支援した。</p>	
<p>【14-4】</p> <p>監事に対する大学情報の提供体制を拡充し、監事の意見を大学運営に適切に反映させるため、大学執行部との直接的な意見交換の機会を新たに設ける。</p>		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>法定の会議体である役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議に加え、全学的な合意形成や意見調整等を主な目的とした総合戦略会議、理事・副学長会議(～2019年3月)、部局長懇談会(～2019年3月)、学長室会議(2019年4月～)など、非公式な懇談会等を含む様々な会議への監事の陪席を可能とすることで、より緻密かつ内部的な大学情報へのアクセシビリティを向上させるとともに、学内の意思決定過程において監事からの意見を積極的に取り入れることが可能となった。これにより、大学の情報発信強化のための記者懇談会の開催、民間の手法を通じた寄附金獲得に向けた取組の強化、ペーパーレス会議の導入など、監事の意見を大学運営に適切に反映させた。また、平成 30 年度には監事と大学執行部(学長、理事、副学長)との直接的な意見交換の機会を個別に設けた。</p> <p>さらに、原則として毎月 1 回、監事と内部監査室との「定例監査打合せ」を行い、両者が持つ監査情報を定期的に共有し補完し合うことにより、監査体制の充実を図るとともに、監事があらかじめ決めたテーマについて意見交換を行う「監査連絡協議会」を毎年度開催し、監事、内部監査室及び事務局関連部署の責任者との間で、監事が持つ問題意識の共有化を図った。</p>	<p>監事からの意見を大学運営に適切に反映させるため、監事と大学執行部との意見交換会を定期的に開催する。また、監事、内部監査室、会計監査人の 3 者による定期的な情報共有を可能にするとともに、監査情報の大学執行部との適切な共有の在り方について検討を行う。</p>
<p>【14-4-1】</p> <p>監事からの意見を踏まえ、大学運営の点検を行い、必要に応じて改善を図る。</p>		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【14-4-1】</p> <p>平成 30 年度に開催した監事と大学執行部との意見交換会における監事からの意見を踏まえ、募金活動に係る体制を強化するため、総務企画課内に基金室を設置することを決定した。</p> <p>また、監事と学長による意見交換会を 7 月に開催し、今年度から学長交代に伴い大学執行部が刷新されたことを踏まえ、前年度の監事監査結果等を現執</p>	

				行部に積極的に周知する必要性が示されたことから、9月の学長室会議において監事から大学運営に関する評価等の報告が行われたほか、2月に開催された学長室会議では、監事の役割と監事監査のポイントについて説明が行われた。 この他、原則として毎月1回、監事と内部監査室との「定期監査打合せ」を引き続き開催し、両者が持つ監査情報の継続的な共有を図った。	
【15-1】 本学のミッションの実現に沿う人事評価制度を運用するとともに、その評価内容を人員配置、昇格、昇給、手当等に的確に反映させる。		III	(平成28~30事業年度の実施状況概略) 人事評価基準や評価フォーマットの見直し等を行い、評価結果を人員配置や昇格、昇給、期末勤勉手当等に的確に反映させた。人事マネジメント・オフィスにおいて、「国立大学法人東京外国語大学教員人事評価に関する基準」を改正し、平成30年度に係る人事評価より、各部局で定める教員人事評価の項目及び細目等に、研究業績の国際性を測るための項目等を新たに加えた。これにより、国際的な教育研究活動を適切に評価する体制を整え、教員人事評価の国際化を実現した。	教員人事評価制度の見直しを行い、新たな教員人事評価制度の導入、運用方法を確立し、人事評価結果を待遇に的確に反映させるとともに、評価過程の透明化、公平性の確保に努める。	
			(平成31事業年度の実施状況) 【15-1-1】 教員の人事評価において、異なる指標で評価を実施していた各年度の人事評価と期末・勤勉手当支給時の優秀者の選別を、年度の人事評価に一本化することで、評価の透明性・公平性を向上させるとともに、評価手続きの効率化を図った。 また、客観性を重視した新しい評価制度を確立させるために、年度の人事評価方法の見直しを図り、評価指標のポイント化やエフォート率を反映した評価方法の導入を検討することとした。		
【15-2】 本学の経営力戦略という視点に立ち、教員組織の活性化と教員の働き方の多様化を推進するために、適正な人事評価に基づく年俸制やクロスマソントメント制度の導入をはじめとする新たな人事制度・給与体系を導入する。平成33年度までに、全教員の30%程度に年俸制を適用する。		IV	(平成28~30事業年度の実施状況概略) 国立大学改革プランを踏まえ、優秀な教員の確保、組織の活性化など教育研究の高度化を促進させるため、年俸制の導入を積極的に推進した結果、平成31年3月31日現在における年俸制適用者は合計89名（全教員の30.4%）となり、平成33年度の目標値（30%程度）を当初の予定よりも3年前倒しで達成した。 また、平成28年度に独立行政法人日本貿易振興機構及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構と相次いでクロスマソントメント制度に関する協定を締結し、これに基づき各機関から研究者の受入を開始し、平成31年3月31日現在における本制度を利	新年俸制の拡充を図るとともに、クロスマソントメント制度等を活用した戦略的な人材登用を引き続き推進する。	

				用した雇用者は合計 4 名（国立国語研究所 3 名、アジア経済研究所 1 名）となった。	
	【15-2-1】 引き続き年俸制やクロスアポイントメント制度の活用を推進し、新たな人事制度・給与体系を整備する。		IV	(平成 31 事業年度の実施状況) 【15-2-1】 「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を踏まえ、優秀な教員の確保、組織の活性化など教育研究の高度化を促進させるため、令和 2 年 2 月 1 日より新年俸制を導入し、当年度中に 3 名の教員に適用した。また、同年 4 月 1 日からは在職教員 15 名について新制度への切り替えを行うとともに、新規採用教員 9 名に対して適用することとした。さらに、今後新規採用する教員について、新年俸制を適用する人事方針を作成し、各部局に徹底させることとした。これにより、新年俸制度の定着を図るとともに、人事評価制度の改善・充実を進めることで、戦略的な人材活用の推進が可能となった。令和 2 年 3 月 31 日現在における年俸制適用者は合計 83 名（全教員の 32.9%）となり、平成 33 年度の目標値（30%程度）を上回って推移している。 また、クロスアポイントメント制度については、大学共同利用機関法人人間文化研究機構との協定に基づき雇用していた教員 2 名の任期満了に伴い、新たに 2 名の教員を同制度にて雇用することとし、令和 2 年 4 月 1 日に人間文化研究機構との協定を更新することを決定した。	
【15-3】 男女共同参画を推進するため、教職員の意識改革のための多様な研修を実施し、男性による育児休業制度の利用を推進する。また、平成 33 年度までに女性管理職の割合を 25%程度に増加させる。		IV		(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 男女共同参画を推進するため、平成 28 年度から文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業及び「一般事業主行動計画」に基づく取組を引き続き推進し、女性管理職の登用や男性による育児休業制度の利用を促進するとともに、学内保育所を設置し運営を開始する。	

			<p>理職の割合は 32.6%と、平成 33 年度の目標値（25%程度）を超える水準となった。</p> <p>また、育児休業取得時における給与等の待遇や、社会保険料の免除制度及び育児休業給付金制度等の情報について、大学ホームページを通じて周知し、育児休業制度の利用を促すとともに、育児参加支援の観点から、非常勤職員や特定有期雇用職員の就業規則を改正し、無給休暇として取り扱っていた育児時間休暇や子どもの看護休暇を有給で取得できるようにしている。</p>	
【15-3-1】 行動計画を引き続き実施するとともに、女性管理職の登用を推進するための取組を実施する。		IV	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>【15-3-1】</p> <p>教員の新規採用並びに海外からの特定外国語教員の招へいにあたって、女性の積極的な採用に取り組み、新規採用教員（招へい教員を含む）に占める女性教員の割合は 53.8%となった。また、平成 31 年度から女性学長が就任し、副学長、学長補佐職等の役職に積極的に女性を登用した結果、管理職に占める女性の割合は 24.4%と、引き続き目標値（25%程度）と同程度の水準を維持した。</p> <p>文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業を引き続き推進し、ベビーシッター派遣制度への補助事業など保育支援制度を継続するとともに、全教職員を対象に LGBT 差別やハラスメントの防止をテーマにした SD 研修会を開催した。</p> <p>教職員がそれぞれの能力を十分に發揮し、仕事と生活の調和を図った働きやすい環境を実現するとともに、大学院生を中心として学生が学業に専念できる環境を整備するため、令和元年 9 月に教職員を対象とした「保育所整備充実等に関するニーズ調査」を実施し、総合戦略会議人事マネジメント・オフィスの下に置かれた男女共同参画推進部会において調査結果を分析するとともに、近隣大学の事例調査等を行った結果、本学府中キャンパスに学内保育所を開設する方針を固めた。令和 2 年 2 月には学内保育所を設置・運営する事業者の公募を行い、同年 3 月に事業者を選定した。</p>	
【15-4】 教員の国際化を推進するため、外国人教員、外国で学位を取得した教員、外国で一定の研究・教育歴のある教員の割合を平		III	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>教育研究の国際化を推進するため、新規採用教員の公募に当たり、科学技術振興機構の研究人材ポータルサイト（JREC-IN Portal）に英語の公募情報を掲載し、国籍を問わず英語による講義を実施できる</p>	教員採用の国際化を一層推進するとともに、サバティカル制度等を活用して在職者の外国での研究機会を確保することにより、令和 3 年度までに外

<p>成33年度までに90%以上に増加させる。</p>	<p>【15-4-1】 教員の採用に際し、外国での一定の研究・教育歴を考慮に入れる等、教員の国際化をさらに推進する。</p>	<p>人材を広く公募した。その際、海外在住者に対してはインターネットを活用したビデオ通話システムによる面接を実施の上、採用に至るなど、ITを活用することで物理的な障害を低減した人事採用に取り組んだ結果、平成31年3月31日時点における外国人教員、外国で学位を取得した教員、外国で一定の研究・教育歴のある教員の割合は74.3%となった。</p>	<p>国人教員、外国で学位を取得した教員、外国で一定の研究・教育歴のある教員の割合を90%以上に増加させる。</p>
<p>【15-5】 若手研究者に十分な経験を積む機会を与えると同時に、優秀な研究者を採用するため、平成33年度までに新規採用教員の60%程度をテニュアトラック制度に基づいて採用する。</p>	<p>【15-5-1】 テニュアトラック制度による若手研究者の採用を引き続き推進する。</p>	<p>IV (平成28~30事業年度の実施状況概略) テニュアトラック制度を積極的に活用した教員採用を全学的に推進するため、平成20年度にテニュアトラック制度を導入したアジア・アフリカ言語文化研究所に続き、平成28年度には大学院総合国際学研究院及び大学院国際日本学研究院においても本制度を相次いで導入した。これにより、本学で教員採用を行う部局すべてが本制度の導入を完了するとともに、以後、各部局において積極的な活用を推進した結果、各年度の新規採用教員に占める本制度に基づく採用者の割合は、平成28年度時点では27.8%であったが、平成30年度には中期計画の目標値(60%程度)を超える61.5%にまで増加した。</p> <p>III (平成31事業年度の実施状況) 【15-5-1】 平成31年度の新規採用教員のうち、テニュアトラック制度に基づく採用者の割合は40.0%と、対前年度比で20ポイント以上の減少となった。ただし、これは当該年度の新規採用教員の人数が5名(平成28~30年度の3カ年平均採用者数は約13名)と極端に数が少なかったこと、また、本制度に基づく採</p>	<p>テニュアトラック制度による採用者の待遇改善を図りつつ、引き続き各年度の新規採用教員に占める本制度に基づく採用者の割合を60%以上で維持する。</p>

			用予定者の一部の採用時期が次年度以降に延期となったことが要因としてあり、引き続き本制度を積極的に活用した教員採用を計画し、令和2年度は60%を超える見込みである。	
【15-6】 複雑化・高度化する業務に対応するため、研究教育の国際展開の知識・経験を有する人材及び学内外の情報を分析する IR 人材を確保するとともに、これらの知識・経験を有する人材を養成する。		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>複雑化・高度化する業務に対応するため、学長直属の特命事項担当室に、平成 28 年度から IR 担当及び国際交流担当のポストを新設し、それぞれ専任教員 1 名を採用・配置するなど、専門的な知識・経験を有する人材の積極的な活用を図った。</p> <p>また、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」を推進するにあたり、2016 年度以降、各事業（中南米、ASEAN、ロシア、北米）にコーディネーターとして専門人材（専任教員）を各 1 名配置し、教育の国際展開を実現するにあたって中核的役割を果たしている。</p> <p>さらに、本学名誉教授や本学卒業生の元外交官（駐アンゴラ日本国大使等を歴任）を学長アドバイザーに起用し、外国人研究者ユニットの招致やアフリカにおける研究ネットワークの構築など、その知見を活かしたアドバイザリー業務を委嘱している。</p> <p>この他、研究教育の国際展開に関する知識・経験を有する人材を養成するため、文部科学省が実施する国際教育交流担当職員長期研修プログラム（LEAP）に事務職員を派遣し、語学研修のほか、米国の高等教育事情、国際教育交流状況及び米国の大運営等に関する講義、米国の大学等における実務研修、教育関係の政府機関及び非営利機関への視察訪問等を実施した。</p>	研究教育の国際展開の知識・経験を有する人材や IR 人材を引き続き起用又は養成していく。
【15-6-1】 研究教育の国際展開の知識・経験を有する人材を養成するとともに、学内外の情報を分析する IR 人材の養成に必要な研修等を実施する。		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【15-6-1】</p> <p>学部学生に対する学修支援の強化及び一元化等を図るため、アカデミック・サポート・センターを新たに設置し、教育に係る調査・分析等の IR 機能を付加するとともに、教育効果等の分析を行うための教員ポストを新たに設置した。</p> <p>また、学生の留学支援、留学生の受け入れ業務を担当する教員ポストを設置することで、事務的な支援にとどまらない柔軟かつ的確なコーディネートが提供できる教育支援体制を整備した。</p>	

【15-7】 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める40歳未満の若手教員の比率を、平成33年度末までに15%以上に引き上げる。		III	(平成28~30事業年度の実施状況概略) 文部科学省国立大学改革強化推進補助金（特定支援型）「優れた若手研究者の採用拡大」を活用した教員採用や、テニュアトラック制度による若手教員の採用を全学的に推進するなど、継続して若手教員比率の向上に努めた結果、平成31年3月31日現在の退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める40歳未満の若手教員の比率は8.7%となった。	退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める40歳未満の若手教員の比率を、令和2年度は9%以上、令和3年度は10%以上に段階的に引き上げる。
			【15-7-1】 退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める40歳未満の若手教員の比率を、8%以上に引き上げる。	【15-7-1】 テニュアトラック制度による若手教員の採用を引き続き全学的に推進するなど、継続して若手教員比率の向上に努めた結果、令和2年3月31日時点における退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める40歳未満の若手教員の比率は7.1%となった。

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	16. 高度な実践力を備えた多言語人材を養成するという本学の目的とその社会的役割を踏まえ、他大学・他機関との連携も含めた教育研究組織の見直し・強化を行い、学問分野及び社会の変化に柔軟に対応する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
		中期	年度		
【16-1】 学問分野及び社会の変化に柔軟に対応し、人文社会系の枠にとどまらない高度な専門性・総合性を備えたイノベーション創出に資する人材を養成するため、国内外の大学・機関との連携の強化を通して、教育研究組織の見直しを行う。		IV	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 西東京三大学（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学）の連携により、平成 31 年 4 月から大学院博士後期課程に文理協働型の「共同サステイナビリティ研究専攻」を開設するための準備を進めた。本共同専攻は、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の養成を目的としており、平成 30 年度入学者選抜試験を経て、第 1 期生となる 3 名（入学定員 3 名）が入学手続きを行った。 東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学との四大学連合憲章に基づき、平成 29 年度から「複合領域コース海外協力コース」を新たに開設したほか、東京工業大学との連携による「国際テクニカルライティングコース」、東京医科歯科大学との連携による「医療管理政策学（MMA）コース」を引き続き開設している。	四大学連合の複合領域コースへの参加等、他大学と連携した共同事業等を引き続き実施する。	
			IV	(平成 31 事業年度の実施状況) 【16-1-1】 東京農工大学・電気通信大学と連携し、文理協働型の博士後期課程「共同サステイナビリティ研究専攻」を設置する。	

			<p>開設し、本学入学者 4 名を含む 14 名に対して、三大学の教育研究資源を十分に活用したトリプレット体制による、相互補完的かつ相乗効果を発揮した教育研究を実施している。</p>
	<p>【16-1-2】 四大学連合の複合領域コースへの参加等、引き続き共同事業を実施する。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【16-1-2】 四大学連合憲章に基づき複合領域コースを引き続き開設し、本学と東京工業大学との連携による「国際テクニカルライティングコース」を本学学生 4 名が、また、本学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学との連携による「海外協力コース」を本学学生 2 名が履修した。</p>
<p>【16-2】 総合力、実践力の養成及び日本発信力を強化するために、平成 28 年度に大学院博士前期課程を改組し、その成果を検証した上で、平成 30 年度までに博士後期課程を改組する。</p>		IV	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 本学では、「日本発信力強化」をキーワードに、日本語・日本語教育研究、日本社会研究、日本文化研究の諸分野において、国際的視座に立った総合的かつ学際的な日本研究の推進に取り組み、第 3 期中期目標期間においても「日本社会の文化的発信力を強化する教育研究の機能を高めるために、国際的視野からの日本研究を推進」することを目標に掲げ、平成 28 年度以降、国立大学法人運営費交付金機能強化経費「教育研究組織整備分」を活用して、アジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム (CAAS) 及び国立国語研究所 (NINJAL) からそれぞれ研究者ユニットを招致し、国際的・先端的共同研究を開始するとともに、これらの成果を大学院教育の中に還元するため、平成 28 年 4 月に大学院博士前期課程を、平成 30 年 4 月に大学院博士後期課程を改組し、それぞれに国際日本専攻を新たに設置した。本専攻では、CAAS ユニット及び NINJAL ユニットがそれぞれ大学院教育に参画することで、博士論文の共同指導体制等が構築されている。</p>
	<p>【16-2-1】 世界言語社会専攻と国際日本専攻からなる新たな総合国際学研究科博士後期課程の整備を行う。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【16-2-1】 総合国際学研究科博士後期課程では、国際日本専攻において、アジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム (CAAS) 及び国立国語研究所 (NINJAL) からユニット招致した日本研究者による博士論文の共同指導を引き続き実施するとともに、世界言語社会専攻において、紛争を抱えた地域からの留学生を主な対象とした「Peace and Conflict Studies コース」やアジア・アフリカ言語文化研究所の研究者チームによる「アジア・アフリカ・フィールドサイエ</p>

			ンス・プログラム」が実施されるなど、特色ある取組を行っている。また、平成31年4月に「国際日本学部」が新たに開設したことにより、学部課程から大学院課程まで一貫した国際日本研究に関する教育研究体制が確立された。	
【16-3】 学士課程においては、平成28年度から実施する、両学部を横断する国際日本教育プログラムの成果を検証し、第3期中期目標期間中に国際日本学の新たな教育組織を設置する。		IV	(平成28~30事業年度の実施状況概略) 国際社会におけるわが国の相対的な地位の低下や日本社会における多言語・多文化化の進展等を背景として、国際的な視野から日本を総合的かつ多角的に教育研究するための一元的な体制を整えるため、平成28年度から段階的に進めてきた大学院博士前期課程及び大学院博士後期課程の改編(国際日本専攻の設置)に続き、学士課程においても従来の言語文化学部及び国際社会学部で個々に行われていた日本語及び日本地域に関する教育課程をひとつに統合した「国際日本学部」の設置を構想し、平成31年4月の開設に向けた準備を進めた。	本計画は達成済み
【16-3-1】 国際日本学を教授する国際日本学部を設置する。		IV	(平成31事業年度の実施状況) 【16-3-1】 言語文化学部と国際社会学部に分かれていた日本語及び日本地域に関する教育課程をひとつに統合し、平成31年4月から「国際日本学部」を新たに開設した。本学部では、入学定員75名のうち30名を外国人留学生枠として設けるとともに、第3年次編入学定員10名についてもすべて外国人留学生の受け入れを見込むなど、極めて国際性の高い教育環境の実現を目指しており、一般入試(前期日程)では国立大学で初となる英語のスピーチングテストを導入するとともに、日本語未修者を想定した渡日前入試を実施した。また、英語教育並びに英語による専門教育の強化・充実図るとともに、日本人学生と外国人留学生の協働を促してリーダーシップやコーディネート力を養うためのPBL方式の授業科目「協働実践科目」を開設するなど、これまでにない先進的な取組を多く実施している。	

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	17. 法人事業推進力を強化するため、業務の見直しを徹底し、多様な教育研究を支える事務組織の改編及び、高度化する業務に対応した職員の能力開発を進める。
	18. 業務の継続性を確保するために、ICT システムの安定的稼働を維持する。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）
		中期	年度	
【17-1】 大学の戦略に即した組織運営をサポートするために、組織の見直しを行い、事務体制の重点化を図ると同時に、業務経験や多様性を考慮した計画的な人事配置と、業務フローの点検・見直し等を行い、事務処理の効率化・迅速化・簡素化を進める。		III		(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 大学の国際化・グローバル化を一層推進するため、総務企画課の下に置かれた「国際化拠点室」を、平成 28 年度から課相当の組織に格上げし、指揮命令系統を簡素化して独立性を高めたことにより、本学の国際関係業務における意思決定から実施に至るまでのプロセスを効率化・迅速化させた。これにより、文部科学省「スーパーグローバル創成支援」事業の推進（海外協定校の拡充等）のほか、平成 28 年度以降、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」において、ASEAN、ロシア、北米における各事業が相次いで採択されるとともに、日本学術振興会「二国間交流事業」を 2 件（アジア、オープンパートナーシップ）獲得するなど、顕著な成果が得られている。 また、社会連携の推進体制や卒業生・同窓生との連携協力体制を強化するため、平成 29 年度から新たに「社会連携主幹」（課長相当職）のポストを設け、それまで各部署に分散していた関連業務の一元化を図った。これにより、対外的な窓口が明示化されるとともに、企業や自治体、同窓会組織等のあらゆる方面から寄せられる要望等と本学の教育研究リソースとのマッチングが円滑化され、平成 29 年度以降、三井物産（株）や（株）ファーストリテイリングの社員向け語学研修を企画・実施するなど、外部資金の受入増にも大きく貢献している。
				この他、業務経験や多様性を考慮した計画的な人事配置を進めるため、従来の関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を中心とした採用活動から、本学が独自に実施する採用活動へとシフトし、平成 28 年度以降、民間企業での勤務経験や海外留学経験等を有する優秀な若手人材を独自試験で 7 名を採用した。
	【17-1-1】 事務組織の点検・見直しを行い、事務処	III		(平成 31 事業年度の実施状況) 【17-1-1】

	理の効率化・迅速化・簡素化を進める。		従来の「社会連携主幹」を中心とした社会連携事業等について、より戦略的かつ組織的に事業を展開するため、それまで総務企画課が所掌していた大学広報や公開講座事業等を取り込むかたちで、令和2年1月に「広報・社会連携室」に新設し、「社会連携主幹」を「広報・社会連携室長」に改めた。また、学内の情報基盤全般を所掌する情報企画室において、有用な知識・経験を有する非正規職員を将来の幹部候補となり得る常勤職員（係長級）として新たに起用するなど、従来の方法に囚われない戦略的な人事配置を実施した。さらに、民間企業経験者の積極的採用等を定めた「ダイバーシティ研究環境の実現及び多文化共生事業推進のための人事基本方針」を令和2年1月に策定し、これに基づき、令和2年4月にグローバル・キャリア・センターに専任教員のポストを新設し、民間経験を有する人材の採用を行った。	
【17-2】 大学をとりまく環境のグローバル化及び業務の高度化に対応できる職員を養成するため、多様な能力開発プログラムを実施することにより SD を推進し、大学職員の企画立案力を高める。また、平成 33 年度までに TOEIC730 点以上の事務職員の割合を 20%以上に高める。		IV	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 事務職員の英語運用能力の向上を図り、大学の国際化を一層推進するため、国際マネジメント・オフィスにおいて事務職員国際研修計画を策定し、英文による協定書や契約書の解釈・翻訳・作成に必要な専門用語に関する基礎知識を身に付け、実務に活用できるスキルの修得を目指す「国際業務対応能力養成プログラム」等を実施した。本研修計画は、学内語学研修のほか、国内合宿研修、海外語学研修／インターン・プログラム、エラスマス+プログラム／職員交流研修など、段階的かつ体系的な研修で構成され、平成 28 年度以降、延べ 152 名の職員が参加した。これにより、TOEIC730 点以上の事務職員の割合は、平成 30 年度に 21.6%に増加している。	職員の資質・能力の向上を図るため、海外研修を含む実地研修等を引き続き実施とともに、研修実績に基づく体系的な事務職員能力別研修を実施する。
【17-2-1】 職員の資質・能力の向上を図るため、海外研修を含む実地研修等を実施する。また、研修実績に基づく体系的な事務職員能力別研修を実施する。		IV	(平成 31 事業年度の実施状況) 【17-2-1】 国際マネジメント・オフィスが策定した平成 31 年度事務職員国際研修計画に基づき、①学内語学研修（前・後期各 10 回）、②国内合宿研修（5泊 6 日）、③海外語学研修／インターン・プログラム（イギリス・4 週間）といった段階的かつ体系的な研修を実施し、延べ 16 名の事務職員が参加した。その結果、TOEIC730 点以上の事務職員の割合は 20.7%と、引き続き中期計画の目標値（20%）を上回る水準を維持している。 また、事務職員に高度の専門性を身に付けるため、年度当初に作成する研修計画に基づき、PC 研修や LGBT 研修など、計 16 件の研修を実施し、延べ 202 名の事務職員が参加した。また、令和元年 5 月～7 月及び 10 月～12 月の期間に実施した語学研修では、これまでの研修実績及び TOEIC スコア等の個	

			別能力による参加要件を設け、各職員の能力に応じた研修を実施した。	
【18-1】 ICT システムの継続的維持とセキュリティの向上のために、ICT システムの外部化、若しくは近隣大学とのシステム共有を実施する。		III	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 平成 29 年度に政府調達した学術情報基盤システムを学外のデータセンターで稼働させるとともに、平成 30 年度に実施した事務情報システム及び学務情報システムのリプレイスに伴い、両システムを学外のデータセンターに設置された学術情報基盤システムの仮想環境基盤に統合し、さらに、財務会計システム等の各種業務アプリケーションについても、同様に学外のデータセンターに設置された仮想環境基盤に移行した。これにより、停電や災害発生時等の非常時における安定的稼働が可能となり、業務の継続性の確保が図られた。	学外のデータセンターに設置した新たな就労管理システムの正式運用を開始するとともに、業務の継続性を確保しながら、2023 年度の事務情報システム更改に向けて、仕様策定のための調査等、事前準備を開始する。
【18-1-1】 新たな財務会計システムの正式運用を開始する。また、学外のデータセンターに移行した事務情報システムと学務情報システムの運用の安定化を図る。		III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【18-1-1】 学外のデータセンターで稼働する新たな財務会計システムの正式運用を開始した。また、学務情報システムと財務会計システムについて、前年度末に実施したセキュリティ外部監査の指摘事項の対応を行い、システムの運用の安定化を図った。 さらに、これまでシステム化されていなかった就業管理業務について、学外のデータセンターに設置された仮想環境基盤上に、新たに「就業管理システム」を構築した。本システムは令和 2 年度から稼働予定であるが、これにより就業管理に係る業務の効率化が見込まれる。	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

<1. 特記事項>

◆人事・給与改革の推進【15-2】

【平成 28~30 事業年度】

国立大学改革プランを踏まえ、優秀な教員の確保、組織の活性化など教育研究の高度化を促進させるため、年俸制の導入を積極的に推進した結果、平成 31 年 3 月 31 日現在における全教員に占める年俸制適用者の割合は 30.4% (89 名) と、中期計画に掲げる目標値 (30%程度) を達成した。

また、平成 28 年度に日本貿易振興機構及び人間文化研究機構とそれぞれクロスアポイント制度に関する協定を締結し、これに基づき各機関から研究者の受入を開始し、平成 31 年 3 月 31 日現在の本制度による雇用者は合計 4 名（国立国語研究所 3 名、アジア経済研究所 1 名）となった。

【平成 31 事業年度】

「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を踏まえ、優秀な教員の確保、組織の活性化など教育研究の高度化を促進させるため、令和 2 年 2 月 1 日より新年俸制を導入し、同年度中に 3 名の教員に適用した。これにより、令和 2 年 3 月 31 日現在における全教員に占める年俸制適用者の割合は 32.9% (83 名) となった。また、新年俸制の定着化を図るため、令和 2 年度以降に採用する教員には新年俸制を適用する旨の全学的な人事方針を新たに作成し、令和 2 年 4 月 1 日採用予定の教員 9 名に対して適用を決定するとともに、在職教員 15 名に対して新制度への切り替えを行うこととしている。

また、クロスアポイントメント制度については、大学共同利用機関法人人間文化研究機構との協定に基づき雇用していた教員 2 名の任期満了に伴い、新たに 2 名の教員を同制度にて雇用することとし、令和 2 年 4 月 1 日に人間文化研究機構との協定を更新することを決定した。

◆ダイバーシティ・男女共同参画の推進【15-3】

【平成 28~30 事業年度】

平成 28 年度から文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業（代表機関：東京農工大学）の共同実施機関として、他機関と連携して先駆的な農学及び工学分野の研究と文系分野の研究とを融合させた女性研究者による国際共同研究を実施したほか、首都圏産業活性化協会を中心とした产学連携を推進し、女性研究者の研究力向上を図った。また、学内ではベビーシッター派遣制度への補助事業など保育支援制度の充実を図ったほか、管理職候補職員の意識啓蒙のための女性管理職登用セミナーを開催するなど、ダイバーシティ環境の実現に積極的に取り組んだ。さらに、次世代育成法及び女性活躍促進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」（平成 30 年度～令和 3 年度）に基づき、計画的な年次休暇の取得促進や時間外労働時間の縮減など、働きやすい職場環境

の整備に注力した。その結果、平成 31 年 3 月 31 日現在の女性管理職の割合は 32.6% と、中期計画に掲げる目標値 (25%程度) を超える水準となった。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度は、部局長の交代や課長職以上の事務職員の人事異動等の影響により、管理職に占める女性の割合は 24.4% (前年度比 8.2 ポイント減) まで減少したが、同年 4 月に就任した女性学長の下、学長特別補佐や学長特命補佐の役職に積極的に女性を登用し、これら学長補佐職に占める女性の割合は 55.6% (前年度比 27 ポイント増) にまで増加した。加えて、教員の新規採用並びに海外からの特定外国语教員の招へいにあたっても、女性の積極的な採用に取り組み、新規採用教員（招へい教員を含む）に占める女性教員の割合は 53.8% となった。

また、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業を引き続き推進し、ベビーシッター派遣制度への補助事業など保育支援制度を継続するとともに、全教職員を対象に LGBT 差別やハラスメントの防止をテーマにした SD 研修会を開催した。

さらに、教職員が仕事と生活の調和を図り、また、大学院生等が学業に専念できる環境を実現するため、令和元年 9 月に教職員等を対象に実施した「保育所整備充実等に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、府中キャンパス内に学内保育所を開設する方針を固め、令和 2 年 2 月に学内保育所を設置・運営する事業者の公募を行い、同年 3 月に事業者を選定した。

◆若手研究者の採用促進【15-5】

【平成 28~30 事業年度】

従来からテニュアトラック制度を導入しているアジア・アフリカ言語文化研究所に続き、平成 28 年度には大学院総合国際学研究院及び大学院国際日本学研究院でも本制度を導入したことで、本学で教員採用を行う全ての部局で本制度の活用が可能となった。これにより、新規採用教員に占める本制度に基づく採用者の割合は、平成 28 年度の 27.8% から、平成 30 年度には 61.5% にまで増加し、中期計画に掲げる目標値 (60%程度) を達成した。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度における新規採用教員に占めるテニュアトラック制度に基づく採用者の割合は 40.0% (前年度比 20 ポイント減) まで減少したが、これは当該年度の新規採用教員の人数が 5 名（平成 28~30 年度の 3 カ年平均採用者数は約 13 名）と極端に数が少なかったこと、また、本制度に基づく採用予定者の一部の採用時期が次年度以降に延期されたことが要因であり、引き続き本制度を活用した教員採用を計画し、令和 2 年度は 60% を超える見込みである。

◆分野の枠を超えた大学間連携による教育課程の創設【16-1】

【平成 28~30 事業年度】

西東京三大学（東京外国语大学、東京農工大学、電気通信大学）の連携により、平成 31 年 4 月から大学院博士後期課程に文理協働型の「共同サステイナビリティ研究専攻」を開設するための準備を進めた。本共同専攻は、グローバル化社会の抱える環境破壊、文化対立、経済格差といった地球的規模の課題を分野横断的な問題として捉え、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な実務人材の養成を目的としており、平成 30 年度入学者選抜試験を経て、第 1 期生となる 3 名（入学定員 3 名）が入学手続きを行った。

【平成 31 事業年度】

西東京三大学（東京外国语大学、東京農工大学、電気通信大学）連携事業により、平成 31 年 4 月から本学初となる文理協働型共同教育課程「共同サステイナビリティ研究専攻」を大学院博士後期課程に開設し、三大学の教育研究資源を十分に活用したトリプレット体制による、相互補完的かつ相乗効果を発揮した教育研究活動を展開している。

◆社会的ニーズに対応した大学院課程の見直し【16-2】

【平成 28~30 事業年度】

多文化共生社会の実現や日本発信力の強化といった社会的ニーズへの対応をより高度化させるため、平成 28 年 4 月に総合国際学研究科博士前期課程を、平成 30 年 4 月に同研究科博士後期課程をそれぞれ 2 専攻（世界言語社会専攻、国際日本専攻）に改組し、多様な課題に対して俯瞰的な視点から物事を捉える総合力と豊かなコミュニケーション力等の実践力を兼ね備えた人材の養成や、世界の中の日本を客観的に捉えて世界に日本を発信することのできる人材の養成を開始した。特に、博士前期課程国際日本専攻では、国内外の日本語教師等を対象とした日本語教育リカレントコース（10 月入学・1 年修了）を初めて設けるなど、新たな取組を開始している。

また、平成 28 年度以降、国立大学法人運営費交付金機能強化経費「教育研究組織整備分」を活用して、アジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム（CAAS）及び国立国語研究所（NINJAL）から日本研究者をそれぞれユニット招致し、先端的国際共同研究を推進している。この成果を大学院教育にも還元するため、大学院課程の改組以降、博士前期・後期課程において両ユニット教員が担当する授業を開講するとともに、博士論文の共同指導にも参画している。

【平成 31 事業年度】

総合国際学研究科博士後期課程では、国際日本専攻において、アジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム（CAAS）及び国立国語研究所（NINJAL）からユニット招致した日本研究者による博士論文の共同指導を引き続き実施するとともに、世界言語社会専攻において、紛争を抱えた地域からの留学生を主な対象とした「Peace and Conflict Studies コース」やアジア・アフリカ言語文化研究所の研

究者チームによる「アジア・アフリカ・フィールドサイエンス・プログラム」が実施されるなど、特色ある取組を行っている。また、平成 31 年 4 月に「国際日本学部」が新たに開設したことにより、学部課程から大学院課程まで一貫した国際日本研究に関する教育研究体制が確立された。

◆国際日本教育の強化を柱とする学士課程の再構築【16-3】

【平成 28~30 事業年度】

国際社会におけるわが国の相対的な地位の低下や日本社会における多言語・多文化化の進展等を背景として、国際的な視野から日本を総合的かつ多角的に教育研究するための一元的な体制を整えるため、平成 28 年度から段階的に進めてきた大学院博士前期課程及び大学院博士後期課程の改編（国際日本専攻の設置）に続き、学士課程においても従来の言語文化学部及び国際社会学部で個々に行われていた日本語及び日本地域に関する教育課程をひとつに統合した「国際日本学部」の設置を構想し、平成 31 年 4 月の開設に向けた準備を進めた。

【平成 31 事業年度】

言語文化学部と国際社会学部に分かれていた日本語及び日本地域に関する教育課程をひとつに統合し、平成 31 年 4 月から「国際日本学部」を新たに開設した。本学部では、入学定員 75 名のうち 30 名を外国人留学生枠として設けるとともに、第 3 年次編入学定員 10 名についてもすべて外国人留学生の受け入れを見込むなど、極めて国際性の高い教育環境の実現を目指しており、一般入試（前期日程）では国立大学で初となる英語のスピーキングテストを導入するとともに、日本語未修者を想定した渡日前入試を実施した。また、英語教育並びに英語による専門教育の強化・充実図るとともに、日本人学生と外国人留学生の協働を促してリーダーシップやコーディネート力を養うための PBL 方式の授業科目「協働実践科目」を開設するなど、これまでにない先進的な取組を多く実施している。

◆大学運営体制の国際化の推進【17-2】

【平成 28~30 事業年度】

事務職員の英語運用能力の向上を図り、大学の国際化を一層推進するため、国際マネジメント・オフィスにおいて事務職員国際研修計画を策定し、英文による協定書や契約書の解釈・翻訳・作成に必要な専門用語に関する基礎知識を身に付け、実務に活用できるスキルの修得を目指す「国際業務対応能力養成プログラム」等を実施した。本研修計画は、学内語学研修のほか、国内合宿研修、海外語学研修／インターン・プログラム、エラスマス+プログラム／職員交流研修など、段階的かつ体系的な研修で構成され、平成 28 年度以降、延べ 152 名の職員が参加したほか、文部科学省「国際教育交流担当職員長期研修プログラム（LEAP）」や国立大学協会「日豪大学職員短期交流研修」にも各 1 名の事務職員を派遣した。これにより、TOEIC730 点以上の事務職員の割合は平成 30 年度現在で 21.6% と、中期計画に掲げる目標値（20%）を達成した。

【平成 31 事業年度】

国際マネジメント・オフィスが策定した平成 31 年度事務職員国際研修計画に基づき、①学内語学研修（前・後期各 10 回）、②国内合宿研修（5 泊 6 日）、③海外語学研修／インターーン・プログラム（イギリス・4 週間）といった段階的かつ体系的な研修を実施し、延べ 16 名の事務職員が参加した。その結果、TOEIC730 点以上の事務職員の割合は 20.7% となった。

<2. 共通の観点に係る取組状況>

【ガバナンスの強化に関する取組】

(1) 効果的な法人運営体制の構築

- ◆ 大学経営に国際的かつ多様性のある視点を取り入れるため、経営協議会の学外委員に外国人委員を含む各分野の有識者（公私立大学関係者、中央省庁出身者、ジャーナリスト、企業経営者等）をバランス良く選任している。また、学長が学外委員と意見交換を行う機会を定期的に設けるとともに、学外委員からの主な意見と本学の対応状況について、本学ウェブサイトで公表している。
- ◆ 学長のリーダーシップの下、機能強化に向けた戦略の策定や資源配分、業務改善等を実現するため、法定の会議体（役員会、経営協議会、教育研究評議会）に加えて、学長を議長とする総合戦略会議を置いている。本会議は、学長のほか理事、副学長、部局長等で構成され、原則として月 1 回開催し、全学的な戦略や方針の決定、各種事業の企画・評価、大学執行部と各部局執行部との意見調整等の機能を果たしている。また、本会議の下に理事又は副学長を長とする 8 つの目的別のオフィス（教育、研究、国際、人事、財務・施設、学生支援、社会連携、広報に関する分科会）を置き、専門的な議論を行っている。
- ◆ 学長の補佐体制を強化するため、全学的な企画・立案等に参画し、又は特定の業務を遂行するための要員として、学長特別補佐、学長特命補佐、学長アドバイザーを配置している。平成 31 年度は、学長のイニシアティブの下、学長特別補佐 4 名、学長特命補佐 5 名、学長アドバイザー 6 名を配置し、特に学長アドバイザーには本学を退職した名誉教授や中央省庁出身者（元外交官等）、民間企業出身者等の学外者を多く登用している。また、平成 31 年度から他大学でファンドレーザーとしての勤務経験がある民間企業出身者を学外理事（非常勤）として任命した。

(2) 戰略的な資源配分の最適化と人事給与改革の推進

- ◆ 学長のリーダーシップを發揮した戦略的資源配分を実現するため、平成 30 年度に学長裁量経費の決定プロセス（PDCA サイクル）を明確化し、学長の方針に沿った取組を重点的に支援することを可能とした。平成 31 年度は「多文化共生への貢献」をテーマに、多文化共生・共創研究のメカニズムに関する理論研究・モデル開発を目的として、研究アドミニストレーション・オフィスに 18,560 千円を、また、多様な授業を通じて多面的に多文化共生を学ぶためのプログラム構築を目的として、教育アドミニストレーション・オフィスに 19,840 千円を措置するなど、戦略的かつ重点的に資源配分を実施した。
- ◆ 部局ごとの縦割りによる予算配分を見直し、全学的な観点から教育研究のマネジメントを遂行するため、平成 30 年度から教育アドミニストレーション・

オフィス及び研究アドミニストレーション・オフィスを部局と並ぶ予算単位として新たに指定した。

- ◆ 教員人件費を抑制するため、人件費予算をポイント換算により管理し、各部局に配分する人件費ポイントを毎年 0.6% ずつ削減するとともに、将来的に見込まれる新しい教育ニーズへの対応を念頭に、総合戦略会議及び人事マネジメント委員会において、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間に全部局の合算で 11,000 ポイント（110,000 千円相当）を縮減することを決定した。また、国立大学改革プランを踏まえ、優秀な教員の確保、組織の活性化など教育研究の高度化を促進させるため、年俸制の導入を積極的に推進し、令和 2 年 3 月 31 日現在における年俸制適用者は合計 83 名（全教員の 32.9%）に上っている。

(3) 監査機能の充実

- ◆ 監事と内部監査室による「連絡協議会」を毎年度開催し、監事があらかじめ決めたテーマについて意見交換を行うとともに、原則として毎月 1 回、監事と内部監査室との「定例監査打合せ」を行い、両者が持つ会計監査及び業務監査の情報を定期的に共有し補完し合うことにより、監査体制の充実を図っている。
- ◆ 平成 29 年度及び平成 30 年度に実施した内部監査の結果を踏まえ、平成 31 年 1 月に教職員を対象に実施した「研究倫理・コンプライアンス研修」において、研究費の適正使用について具体的な事例を用いて注意喚起を行うなど、大学構成員に対して監査情報を適切に共有した。
- ◆ 平成 30 年度以降、監事と大学執行部との直接的な対話の場を設けるとともに、監事からの意見を踏まえ、平成 31 年度から内部監査室の体制を強化したほか、建学 150 周年基金に係る募金活動の体制を強化するため、令和 2 年度から総務企画課内に基金室を設置することを決定した。

(4) 産学官連携を推進するためのマネジメント強化等に関する取組

- ◆ 人文社会科学系の大学における産学官連携の一つの在り方として、本学では多言語多文化が急速に進行する社会が抱える様々な問題解決に寄与するため、公的機関や企業等と連携・協力し、異なる言語、習慣、文化を持つ人々が安心して暮らすことのできる多言語多文化共生社会の実現を目指している。この実現のため、2019 年度に従来の多言語・多文化教育研究センターと社会・国際貢献情報センターを廃止し、多言語多文化共生センターへと発展的に再編することで、本学の多文化共生事業に関する一元的なマネジメント体制を構築した。
- ◆ 多言語多文化共生センターでは、公的機関や企業等と連携・協力を推進し、2019 年度には外務省研修所からの委託を受け、言語運用能力の達成度評価に関するアセスメントを実施するとともに、法務省出入国在留管理庁が監修する「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の皆さんへ～」（第 2 版）の多言語版（10 言語に対応）の作成を行った。また、2019 年 10 月に東京都教育委員会と連携協定を締結し、都立高校に在籍する外国人生徒等の学習環境を整備するため、日本語教育教材開発等に関する 2020 年度以降の事業計画をまとめた。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	19. 外部資金の積極的な獲得を目指す等、自己収入の増加を図るため本学としての経営力戦略を策定し、安定した財政基盤を維持する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【19-1】 科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を促進するため、応募率の向上を目的とした取組を強化して、教員の応募率を 90%に近づける。特に大型のプロジェクト採択に向け、大学が戦略的に学内の研究シーズを発掘し、新たな共同研究事業がたちあがるよう、組織的な取組を推進する。		IV		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>科学研究費助成事業への申請率向上を図るため、全教員を対象とした学内説明会（年 2 回）の実施に加えて、研究費総額 500 万円以上の大型研究に申請する者を対象としたアカデミックアドバイス制度と研究規模に関わらない事前診断制度を設け、科研費の採択実績が豊富な研究者による相談・指導を行い、平成 28 年度以降、延べ 95 件の支援を実施した。</p> <p>また、前年度以前に不採択となつた研究課題のうち、研究計画が優れていると判断された研究課題に対して、学長裁量経費から「科学研究費補助金プロジェクト支援研究費」を配分し、研究計画のプラスアップと再申請に向けて、平成 28 年度以降、合計 17 件の課題に対して総額 4,850,000 円の支援を行つた。</p> <p>これらの取組により、科学研究費助成事業への申請率は、平成 28 年度の 81.4% から平成 30 年度には 88.7% にまで上昇するとともに、日本学術振興会が公表する「研究者が所属する研究機関別採択率上位 30 機関（平成 30 年度新規採択分）」では、本学が 52.8%（56 件）で全国 1 位となるなど、着実に成果が現れている。</p> <p>これに加えて、平成 28 年度以降、人間文化研究機構「現代中東地域研究推進事業」、日本学術振興会「二国間交流事業」・「研究拠点形成事業」・「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」、民間企業を対象とした語学研修事業など、</p>	引き続き、科研費申請率 90% への向上に向けた方策の企画・立案を行うとともに、共同研究体制の構築による大型プロジェクトへの申請を促進する。

			<p>様々な受託研究・受託事業・補助金事業を獲得し、補助金を含めた広義の外部資金比率（設備整備費補助金は除く）は、平成 28～30 年度の 3 か年平均で約 5.3%（最高値は 5.8%）と、第 2 期中期目標期間の平均値 3.5% を大きく上回る水準で推移している。</p> <p>III （平成 31 事業年度の実施状況） 【19-1-1】 全教職員を対象とした学内説明会の実施や学長裁量経費を活用した再申請に向けた支援、さらに事前診断制度やアカデミック・アドバイザー制度による相談・指導を引き続き実施した結果、平成 31 年度における科学研究費助成事業への申請率は 87.4% と、昨年度比 1.3 ポイントの減少となった。 ただし、研究アドミニストレーション・オフィスでは、過去の科学研究費補助金の採択状況に関する分析結果に基づき、平成 30 年度に策定した研究推進戦略を実行に移すための具体的方策を示すなど、すでに目標達成に向けた取組に着手している。また、本方針は研究の大型化や共同研究事業の形成支援に関する施策も含めた内容となっており、令和 2 年度以降に実施に移される見込みである。</p>	
【19-2】 建学 150 周年基金の目標額達成のため、募金実績のデータを分析し、その結果に基づいた広報活動を行う等の取組を推進し、平成 33 年度末までの目標額 5 億円を達成する。		III	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 主に卒業生を対象として、更なる基金への支援を得るために、一定額以上の寄附をした個人に対して、大学に由来する返礼品を贈る事業を平成 28 年度から新たに開始した。また、学長室において、過去の寄附金事業の実績等を踏まえて訪問する企業を選定し、同窓会組織の協力を得ながら、学長、理事、副学長等が企業訪問を実施した。 さらに、平成 30 年度には学長特別補佐（寄附金担当）を中心に寄附者情報（個人寄附者の属性や寄附金額等）に関する分析を行うとともに、他大学における寄附特典等のキャンペーン実施状況について調査を行い、ボリュームゾーンとなる特定のターゲットに的を絞った戦略を立案した。この他、平成 30 年 10 月に他大学の基金担当学長特命補佐を講師に招き、管理職向けの SD 研修「国立大学法人の寄附獲得戦略立案法」を開催するなど、大学の寄附戦略に関する理解度の向上を図った。これらの取組の結果、平成 28～30 年度の 3 年間における寄附受入額は 142,618 千円となり、寄附の募集を開始した平</p>	ファンドレイジングに係る体制面の強化を図り、戦略的な募金活動を推進するとともに、これまでの取組や成果等について検証を行う。

<p>【19-2-1】 これまで行ってきた寄附実績データの分析結果をもとに、引き続き、キャンペーンの実施等戦略的な募金活動を実施する。</p>	<p>成 25 年度以降の累計額は 236, 131 千円となった。</p> <p>III (平成 31 事業年度の実施状況) 【19-2-1】 ファンドレイジングに関する体制強化を図るために、平成 31 年 4 月から他大学でファンドレイザーとしての勤務経験のある民間企業出身者を学外理事（非常勤）に登用し、新たな体制の下、本学卒業生が役員を務める企業や就職実績のある企業を訪問するなど、積極的な募金活動を展開した。また、当該理事の指導により、本学の基金 Web サイトをより分かりやすい内容に改修するとともに、基金業務にあたる事務職員を資金調達研修に参加させ、より専門性を高めるなど、新たな取組を開始した。加えて、個人からの現物資産（土地、株式等）の寄附を受けやすくするため、評価性資産現物寄附の受入れを可能とする基金適格確認を文部科学省に申請し、令和 2 年 3 月に証明を受けた。 これらの取組により、平成 31 年度の寄附受入額は 33, 216 千円（前年度比 11, 948 千円増）となり、寄附の募集を開始した平成 25 年度以降の累計額は 269, 347 千円（目標達成率約 54%）となった。</p>
--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	20. 業務の見直しを徹底し、管理的経費を抑制する。
------	----------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【20-1】 光熱水費の抑制や調達コスト削減に努め、平成 33 年度までに一般管理費率を 6.0% 以内に抑える。		IV		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>平成 28 年度以降、電気需給契約における競争入札の導入やガスコジョエレーションシステムの効果的な運用等を図ることにより、府中キャンパスにおけるエネルギー使用量（電気・ガス）を平成 28 年度と比較して約 3.7% 減少させるなど、エネルギー価格の変動による影響はあるものの、エネルギー使用料金の増加の抑制に大きく貢献している。</p> <p>また、複合機に関する一般競争入札（総合評価方式）を実施し、使用単価の大幅引き下げを実現するとともに、カラー印刷の使用制限の徹底や両面印刷の推奨、ペーパーレス会議の推進等を行った結果、複合機の年間使用料金が平成 28 年度と比較して約 46%（7,166,568 円相当）削減させる効果を得た。</p> <p>この他、公用車の廃止や府中キャンパス環境整備事業の見直し、広報冊子（学部案内等）の紙媒体廃止等の経費削減策の実施の効果もあり、平成 28~30 年度の各年度における一般管理費率は、4.8%、5.9%、4.9% と、継続的に目標値の 6.0% を下回る水準で推移している。</p> <p>さらに、一般管理費率には影響はないが、職員の働き方改革を推進するため、各課・室において、業務の効率化及び時間外労働の削減に関する具体的な目標値を設定し、年 2 回の人事評価面談を通じた進捗管理を行い、平成 30 年度の残業時間は、対前年度比 4,355 時間（約 12,000 千円相当）の削減効果が得られた。</p>	PFI 事業に係る金利負担の軽減を図るなど、引き続き管理的経費の削減に努め、一般管理費率を 6.0% 以内に抑える。
【20-1-1】		III		(平成 31 事業年度の実施状況)	

	前年度の実績を踏まえ、引き続き、一般管理費率を 6.0%以内に抑える。		【20-1-1】 照明器具の LED 化による省エネや空調設備の高効率化を計画的に実施するとともに、ハイヤー雇い上げや出張旅費の節減（前年度比△7,898 千円）、非正規雇用職員の雇用形態の適正化（前年度比△8,476 千円）など、管理的経費の削減に努めた結果、平成 31 年度の一般管理率は約 5.1%と、引き続き目標値 6.0%を下回る水準となっている。
--	-------------------------------------	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標

21. 本学が有する資産の運用状況を定期的に点検し、効率的・効果的な運用を図る。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【21-1】 本学の資産の運用状況を毎年点検し、土地・建物について、利用状況による稼働率等の結果を踏まえ、外部への貸し出し施設の拡大や利用料金の見直しを行うなど、資産の効率的な運用と管理を行い、効果的な利活用率を向上させる。		IV		(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 平成 29 年度に策定した「所有資産の運用状況の点検要領」に基づき、財務・施設マネジメント・オフィスにおいて本学が所有する土地及び施設に関する運用状況の点検を実施し、その結果を踏まえて外部への一時利用貸出施設を拡大したほか、利用料金の見直しや複数の利用者による同日利用を促進するなど、保有資産の有効活用を図った。その結果、外部への一時利用貸出による収益は、平成 30 年度に 23,122 千円（平成 28 年度比 8,307 千円増）となるなど、効果的な利活用が実現した。 また、夏学期における空き教室の有効活用を図るために、平成 28 年度からオープンアカデミー講座を夏学期にも開設するとともに、平成 30 年度から青山学院大学との連携協定締結により施設・設備の相互利用が可能となったことを受け、青山学院大学渋谷キャンパスを会場としたオープンアカデミー講座を開講した。その結果、講習料収益は平成 30 年度に 74,571 千円（平成 28 年度比 28,678 千円増）に達するなど、本学の収益事業の増強に寄与している。 一方、本学が保有する田沢湖高原研修施設については、施設の利用状況や老朽化・安全性の状況、今後の財政状況等を総合的に勘案し、将来的な保有が困難と判断したことから、その土地及び建物を入札により民間企業に売却することで、資産のスリム化を実現した。	外部への施設貸出など、資産の運用状況を継続的に点検するとともに、その結果を踏まえた利活用策を検討し、資産の運用管理の一層の効率化に向けて改善を図る。
				【21-1-1】 資産の運用状況の点検を実施するととも	

	に、利活用について検討する。また、料金改定後の外部への施設貸し出し状況について引き続き検証する。		「所有資産の運用状況の点検要領」に基づき、平成30年度の運用状況を点検するとともに、これまで外部貸出の実績が無かった屋内運動場の活用や大学近隣でのイベント開催時における屋外駐車場の外部貸出等を企画・実施した。その結果、平成31年度の新規利用者は14者（前年度比10者増）に上り、外部への一時利用貸出による収益は38,160千円（前年度比13,570千円増）となった。
--	--	--	---

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

<1. 特記事項>

◆外部資金の獲得に向けた取組【19-1】

【平成 28~30 事業年度】

科学研究費助成事業への申請率を向上させるため、全教員を対象とした学内説明会（年2回）の開催し、本事業の採択経験者による講演や研究計画調書の作成方法等に関する説明を行い、積極的な申請を呼びかけるとともに、特に若手研究者を支援することを目的として、アカデミック・アドバイザー制度や事前診断制度に基づく指導等を行った。（前者は研究費総額500万円以上の大型研究に申請する者を対象としたもので、後者は研究規模に関わらないものである。）

また、前年度以前に不採択となった研究課題のうち、研究計画が優れていると判断される研究課題に対しては、学長裁量経費から「科学研究費補助金プロジェクト支援研究費」を配分し、研究計画のブラッシュアップと再申請に向けて、平成28年度以降、合計17件の課題に対して総額4,850,000円の支援を行った。

これらの取組により、科学研究費助成事業への申請率（新規申請者十継続申請者／本務教員×100）は、平成28年度の81.4%から平成30年度には88.7%にまで上昇するとともに、日本学術振興会が公表する「研究者が所属する研究機関別採択率上位30機関（平成30年度新規採択分）」では、本学が52.8%（56件）で全国1位となるなど、着実に成果が現れている。

これに加えて、平成28年度以降、人間文化研究機構「現代中東地域研究推進事業」、日本学術振興会「二国間交流事業」・「研究拠点形成事業」・「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」、民間企業を対象とした語学研修事業など、様々な受託研究・受託事業・補助金事業を獲得し、補助金を含めた広義の外部資金比率（設備整備費補助金は除く）は、平成28~30年度の3か年平均で約5.3%（最高値は5.8%）と、第2期中期目標期間の平均値3.5%を大きく上回る水準で推移している。

【平成31事業年度】

全教職員を対象とした学内説明会の実施や学長裁量経費を活用した再申請に向けた支援、さらに事前診断制度やアカデミック・アドバイザー制度による相談・指導を引き続き実施した結果、平成31年度における科学研究費助成事業への申請率は87.4%（前年度比1.3ポイント減）となった。

これを受けて、研究アドミニストレーション・オフィスでは、過去の科学研究費補助金の採択状況に関する分析結果に基づき、平成30年度に策定した研究推進戦略を実行に移すための具体的方策を示すなど、一層の申請率向上に向けた取組に着手している。また、本方針は研究の大型化や共同研究事業の形成支援に関する施策も含めた内容となっており、令和2年度以降に実施に移される見込みである。

◆管理的経費の削減に向けた取組【20-1】

【平成 28~30 事業年度】

平成28年度以降、電気需給契約における競争入札の導入やガスコジェネレーションシステムの効果的な運用等を図ることにより、府中キャンパスにおけるエネルギー使用量（電気・ガス）を平成28年度と比較して約3.7%減少せざるもの、エネルギー価格の変動による影響はあるものの、エネルギー使用料金の増加の抑制に大きく貢献している。

また、複合機に關しても一般競争入札（総合評価方式）を実施し、使用単価の大幅引き下げを実現するとともに、カラー印刷の使用制限の徹底や両面印刷の推奨、ペーパーレス会議の推進等を行った結果、複合機の年間使用料金は、平成28年度と平成30年度との比較で約46%（7,166,568円相当）の削減効果を得た。

この他、公用車の廃止や府中キャンパス環境整備事業の見直し、広報冊子（学部案内等）の紙媒体廃止等の経費削減策の実施の効果もあり、平成28~30年度の各年度における一般管理費率は4.8%、5.9%、4.9%と、中期計画に掲げる目標値（6.0%）を継続して下回っている。

さらに、職員の働き方改革を推進するため、事務局各課・室において、業務の効率化及び時間外労働の削減に関する具体的な目標値を設定し、年2回の人事評価面談を通じた進捗管理を行った結果、平成30年度の残業時間は対前年度比で4,355時間（約12,000千円相当）の削減効果が得られた。

【平成31事業年度】

照明器具のLED化による省エネや空調設備の高効率化を計画的に実施するとともに、照明器具のLED化による省エネや空調設備の高効率化を計画的に実施するとともに、ハイヤー雇い上げや出張旅費の節減（前年度比△7,898千円）、非正規雇用職員の雇用形態の適正化（前年度比△8,476千円）など、管理的経費の削減に努めた結果、平成31年度の一般管理率は約5.1%と、引き続き目標値6.0%を下回る水準となっている。

◆所有資産の有効活用に向けた取組【21-1】

【平成 28~30 事業年度】

平成29年度に策定した「所有資産の運用状況の点検要領」に基づき、財務・施設マネジメント・オフィスにおいて本学が所有する土地及び施設に関する運用状況の点検を実施し、その結果を踏まえ、外部への一時利用貸出の対象施設を拡大したほか、利用料金の見直しや複数の利用者による同日利用を促進するなど、所有資産の有効活用を図った。その結果、外部への一時利用貸出による収益は、平成28年度の14,815千円から平成30年度には23,122千円に増加するなど、効果的な利活用が実現している。

また、夏学期における空き教室の有効活用を図るために、平成 28 年度からオープンアカデミー講座を夏学期にも開設するとともに、平成 30 年度から青山学院大学との連携協定締結により施設・設備の相互利用が可能となったことを受け、青山学院大学渋谷キャンパスを会場としたオープンアカデミー講座を開講した。その結果、講習料収益は平成 28 年度の 45,893 千円から平成 30 年度には 74,571 千円に増加するなど、本学の収益事業の増強にも寄与している。

一方、本学が保有する田沢湖高原研修施設については、施設の利用状況や老朽化・安全性の状況、今後の財政状況等を総合的に勘案し、将来的な保有が困難と判断したことから、その土地及び建物を入札により民間企業に売却することで、資産のスリム化を実現した。

【平成 31 事業年度】

「所有資産の運用状況の点検要領」に基づき、平成 30 年度の運用状況を点検するとともに、これまで外部貸出の実績が無かった屋内運動場の活用や大学近隣でのイベント開催時における屋外駐車場の外部貸出等を企画・実施した。その結果、平成 31 年度の新規利用者は 14 者（前年度比 10 者増）に上り、外部への一時利用貸出による収益は 38,160 千円（前年度比 13,570 千円増）と大幅な増収となった。

<2. 共通の観点に係る取組状況>

【財務基盤の強化に関する取り組み】

(1) 経費の抑制

※39～40 頁目（◆管理的経費の削減に向けた取組【20-1】）参照

(2) 既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組状況

◆ 寄附金の積極的な獲得に向けて、平成 28 年度に租税特別措置法が改正され、学生等への就学支援事業に対する個人からの寄附に税額控除と所得控除の選択制が導入されたことに対応して、建学 150 周年基金の中に新たに「修学支援事業基金」を立ち上げるとともに、一定額以上の寄附をした個人に対して、大学に由来する返礼品を贈る事業を新たに開始した。

また、平成 30 年度以降、寄附金担当の学長特別補佐を中心にこれまでの寄附者情報（個人寄附者の属性や寄附金額等）に関する分析を行い、その結果を踏まえ、ボリュームゾーンとなる特定のターゲットに的を絞ったキャンペーン戦略を実施するとともに、他大学の基金担当学長特命補佐を講師に招き、管理職向けの SD 研修「国立大学法人の寄附獲得戦略立案法」を開催した。

平成 31 年度には、本学のファンドレイジングに関する体制強化と活性化を目的に、他大学でファンドレーバーとしての勤務経験がある民間企業出身者を学外理事（非常勤）として登用した。

これらの取組により、建学 150 周年基金の募集を開始した平成 25 年度から平成 31 年度までの寄附累計額は 269,347 千円に上り、そのうち 175,834 千円（65.3%）が平成 28 年度以降に寄附を受けたものであった。

◆ 運営費交付金等の公的資金や従来の寄附金以外の財源の多元化と充実を図

るため、オープンアカデミー講座を自己収入増の柱と位置付け、青山学院大学との連携協定に基づく施設・設備の相互利用等を活用しながら、講座数を平成 28 年度の 220 講座から平成 31 年度には 303 講座にまで増加させた結果、受講料収入は平成 28 年度の 45,893 千円から平成 31 年度には 83,278 千円にまで増収となった。

また、企業向けの語学研修等を新たに企画し、平成 29 年度以降、三井物産株式会社及び株式会社ファーストリテイリングからロシア語、日本語・日本文化等の社員向け研修の委託を受け、合計 29,100 千円の受託事業収入を得た。

さらに、平成 30 年度に現代アフリカ地域研究センターによるアフリカからの留学生招致や学部における山形県内 4 市町村と連携したスタディツアーを実施するにあたり、当該事業に係る必要経費を確保するため、本学初となるクラウドファンディングによる資金調達を実施し、各 1,000 千円の目標額に対して、それぞれ 1,703 千円、1,368 千円の支援を受けた。

（3）財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

◆ 財務情報を正しく分析・理解するとともに、多様なステークホルダーに向けて分かりやすく情報を発信するため、財務レポートを毎年度作成し、役員会や経営協議会等で報告するとともに、大学ウェブサイトで公表している。この過程で把握された財務分析の結果は、光熱水料等の管理的経費や教職員人件費の削減、外部資金の獲得、遊休資産の売却といった施策に活用されるとともに、詳細な資金動向のシミュレーションに基づく余裕資金を活用した多摩地区 5 国立大学法人による共同資金運用の実施にも役立てている。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期目標	22. 国立大学法人としての社会的責任を果たすべく、全学的及び部局ごとの定期的な点検評価を通じ、教育研究の活性化及び管理運営業務の改善を行う。		
------	---	--	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）
		中期	年度	
【22-1】 教育研究活動の質の維持・向上のために、点検・評価室を中心とした、大学の諸活動に関する組織的な点検・評価活動を継続的に見直す。また、教育研究活動の現状把握・改善のため、点検・評価担当副学長による部局別ヒアリングを継続して行う。	【22-1-1】 教育研究活動の現状把握・改善のため、部局別ヒアリングを継続して行う。	III		(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 点検・評価担当の副学長を長とする全学点検・評価委員会が、毎年度、各部局等を対象に年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、その結果を踏まえて各部局長を対象とした部局別ヒアリングを実施した。そこで把握された課題については、各部局のみならず、学長、理事、副学長等で構成される学長室会議に報告されるとともに、その内容に応じて、総合戦略会議の下に置かれる 8 つの機能別オフィスを中心として、改善に向けた取組を実施している。 また、教育に係る内部質保証システムをより明示化するため、教育、入試、学生支援、施設・設備等の各事項について、平成 30 年度にそれぞれの質保証を担う責任母体（機能別オフィス、全学委員会等）が自己点検・評価に関する申合せを新たに策定し、各事項の質保証に向けた取組内容や手順、実施方法等を明確に定めた。
			III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【22-1-1】 点検・評価担当の副学長を長とする全学点検・評価委員会が、各部局等を対象に年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、より効果的な点検・評価の実施に向けた試行的な取組として、従来の部局別ヒアリングに代わり、次年度以降の年度計画を策定する過程において、各部局長のみならず、理事、副学長、学長特別補佐も含めるかたちで、課題等の共有を図った。

				また、平成 30 年度に策定した「申合せ」等に基づく自己点検・評価の実施状況等を確認した。	
【22-2】 ミッションの再定義を参考基準とした外部評価を実施するとともに、その評価結果に基づく戦略の見直しを行い、PDCA 活動を恒常化する。	【22-2-1】 前年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、教育研究に関する改善策を検討する。	IV	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 平成 30 年度に学部・大学院が中心となって「外部評価のためのガイドライン」を策定し、これに基づき、他大学の現職教授等 4 名を外部評価委員に選任の上、教育研究活動に関する外部評価を実施した。今回は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」の 4 段階で評価する方法を採用し、すべての評価項目について「非常に優れている」もしくは「良好である」との結果が得られた。	平成 30 年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、教育研究に関する改善策を実施するとともに、その進捗状況を点検し、教育研究に関する PDCA サイクルの定着を図る。	
			(平成 31 事業年度の実施状況) 【22-2-1】 平成 30 年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、学部及び大学院の各協議会及びその下に置かれる各点検評価専門部会において、外部評価委員からの意見等を今後の教育改善や研究力強化に繋げるための検討を行った。		
【22-3】 大学の諸活動を効果的に評価し、戦略的な経営に結びつけるために、点検・評価室と IR オフィスの連携を強化すると同時に、内部監査室と監事による業務監査によって得られたデータも活用しつつ、大学経営における改善点を明確にする。	【22-3-1】 引き続き、IR オフィスと点検・評価室の有機的な連携を図り、点検・評価活動の強化を推進する。	III	(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 役員会の直下に経営戦略情報本部を設置し、全学点検・評価委員会との連携を図りつつ、入試分析や入学後の追跡調査、科学研究費補助金の採択状況等について分析を行った。 科学研究費補助金の採択状況に関する分析結果については、研究アドミニストレーション・オフィスで共有されたのち、①多様なニーズに応え、実効性のある研究者アドバイス制度の確立、②女性研究者支援の充実、③科学研究費補助金の科目特性等に応じた重点対応、などの施策を盛り込んだ新たな研究推進戦略の策定に活用され、本学の研究支援の大きな柱である科学研究費補助金の採択支援の強化に寄与している。	これまでの取組を踏まえて、大学経営を支援するために効果的な調査・分析機能のあり方を検討し、大学経営に資する調査・分析機能を整備するとともに、大学経営の改善点を明確化する。	
			(平成 31 事業年度の実施状況) 【22-3-1】 大学の内部質保証システムの在り方を検討する過程で、大学経営を支援するための IR 機能の強化・充実に向けた検討を開始し、自己点検・評価活動や質保証の取組との効果的な連携を一層推進するための体制の見直しに着手している。		

I 業務運営・財務内容等の状況

- (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	23. 国立大学としての社会に対する説明責任や大学のプレゼンス向上を果たすべく、積極的な情報発信を推進する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【23-1】 教育研究情報や教員の活動に関する情報、学術情報などを広く、わかりやすく公開するため、「大学ポートレート」や本学の機関リポジトリである「東京外国語大学学術成果コレクション」、東京外国語大学出版会の出版物、大学文書館の企画展示などをはじめとする多様なメディアを活用し、利用者の視点に立った情報発信を推進する。		IV		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 本学の広報戦略に基づき、ソーシャルメディアを活用した積極的な広報活動を展開し、従来から利用している Facebook 及び Twitter に加え、平成 28 年度には Instagram に大学公式アカウントを開設し、視覚情報を用いて受験生や卒業生等のステークホルダーに向けたアプローチを実施した。また、YouTube に開設している大学公式「TUFS Channel」では、学内で催される入学式、卒業式、学園祭、講演会といった各種イベントの動画を積極的に公開し、平成 28 年度以降、112 本の動画をアップロードし、チャンネル登録者数は 2,181 人（2019 年 3 月 31 日現在）に上っている。平成 28 年 4 月に開催されたムヒカ前ウルグアイ大統領講演会の動画は 70,000 回を超える視聴回数を記録している。 また、本学の教育研究の特色や成果等を社会一般に広く発信するため、世界各地の映画を無料で上映する「TUFS Cinema」を平成 27 年度から引き続き開催した。「TUFS Cinema」は、世界諸地域の文化・社会・歴史などの理解を深めることを目的としており、本学での教育研究成果を踏まえて、上映後には上映映画の舞台となっている地域の歴史的・文化的・社会的な背景等に関する専門家による解説や、その作品の監督や出演者を招いてのトーク・セッション等を行っている。平成 28 年度の上映本数は 44 本（来場者数延べ 9,366 人）に上り、新聞やテレビ等のメディアでも注目を集めた。</p>	大学ウェブサイトのアクセシビリティを一層高めるとともに、書籍や SNS 等の多様なメディアを活用した情報発信と教育研究成果のオープンアクセス化を積極的に推進する。

		<p>本学では、平成 28 年度にオープンアクセス宣言及びオープンアクセス方針を公表し、これに基づき、本学の機関リポジトリ「東京外国語学術成果コレクション」に、平成 28 年度以降、新たに 4,238 件を登録し、そのうち 509 件に DOI を付与した。これにより、総アイテム数は 53,082 件となり、平成 28 年度以降のアイテムへのアクセス数は 629,112 回、アイテムに登録されたファイルのダウンロード数は 2,800,358 回に上るなど、本学の研究・教育成果及び史資料を積極的に公開・発信した。</p> <p>東京外国語大学出版会では、平成 28 年度以降、「痛みと感情のイギリス史」や「インドジェンダー研究ハンドブック」といった書籍や、ウズベク語、スペイン語、英語の教材など、合計 12 点を新たに刊行するなど、教育研究成果の積極的な社会還元・社会発信を行った。平成 28 年度には本出版会から刊行した「慈悲深き神の食卓 - イスラムを「食」からみる」(八木久美子教授・著)が「第 7 回辻静雄食文化賞」を受賞するなど、社会的にも高い評価を得ている。</p> <p>この他、大学の情報発信を強化するため、平成 28 年度から報道機関を対象とした学長記者懇談会を定期的に開催したほか、平成 29 年度には大学ウェブサイトの全面リニューアルを実施し、スマートフォン等の多様な端末機器での視認性・可読性の改善や SNS との連携を強化するなど、本学に関する情報へのアクセシビリティの向上を図った。</p>	
<p>【23-1-1】 大学ウェブサイトの全面リニューアル後の点検結果をもとに、調整・更新等を行う。また、多様なメディアを活用した情報発信を推進する。</p>	<p>IV (平成 31 事業年度の実施状況) 【23-1-1】 大学の魅力を社会に伝えるための取組として、学生広報ボランティア「TUFS アンバサダー」(東京外国語大学学生広報大使)を新たに創設し、合計 14 名の学生をこれに任命した。令和元年 12 月に受験生向けの大学公式ブログ「VOICES」を新たに開設し、TUFS アンバサダーによる教室内外における学びの風景や部活動等の紹介が行われるとともに、令和 2 年 2 月には中学生・高校生を対象とした交流イベント「第 1 回 TUFS Connect!(たふこね!)」を開催し、ワークショップやキャンパスツアーを実施した(参加者 12 名)。</p> <p>また、平成 29 年度に実施した大学ウェブサイトのリニューアルの効果を検証するため、アクセス解析や SNS で配信するトピックスの拡散状況等を分析</p>		

			<p>した結果、特集記事形式による情報発信が有効であることが判明したため、大学ウェブサイトの連動サイトとして運営しているウェブ広報用サイト「TUFS Today」をリニューアル（レスポンシブ対応含む）し、在校生インタビューや卒業生インタビュー、研究活動に関する内容等の新たなカテゴリーを含む計 51 特集を公開した。</p>	
<p>【23-2】</p> <p>大学情報を発信する各種広報物やウェブサイト等において、利用者が必要とする情報を効果的に伝えるため、本学の特性を活かし、多言語での情報発信を強化する。</p>		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>文部科学省「大学の世界展開力強化事業（中南米）」において、本事業に関する情報を現地の学生及び関係者に的確に伝えるため、平成 28 年度にスペイン語及びポルトガル語での情報発信のためのウェブサイトを構築した。また、同事業（ASEAN）では、ウェブサイト「TENKAI-CALM」を立ち上げ、本事業の取組を日本語、ビルマ語、ラオス語、カンボジア語で発信した。さらに、同事業（ロシア）においても、日・英・ロシア語によるウェブサイトを開設し、多言語による情報発信を行っている。</p> <p>文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」の取組の一環として、ダイバーシティ研究環境推進の多言語ホームページを開設し、日本語のほか英語と中国語により、連携機関も含めたダイバーシティ研究環境整備に向けた取組の情報発信を開始した。</p> <p>本学ウェブサイトにおいて、多言語（27 言語）で作成された大学概要を紹介したページを新たに英語サイトとして整備するなど、高校生や外国人進学希望者等のアクセシビリティに配慮した運用を行った。</p>	<p>多言語（27 言語）で作成した大学概要のアップデートを行う。</p>
			<p>III</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【23-2-1】</p> <p>多言語（27 言語）大学概要について、Google アナリティクスにより利用実績を検証した結果、年間を通して一定数のアクセスがあることが確認されたため、次年度に最新の情報に更新することを決定した。また、大学ウェブサイト等を管理・運用するホームページ運営室に英語ネイティブスタッフを 1 名配置し、英語による情報発信体制を強化した。</p>	

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

<1. 特記事項>

◆外部評価を活用した内部質保証システムの充実【22-2】

【平成 28~30 事業年度】

平成 30 年度に学部・大学院が中心となって「外部評価のためのガイドライン」を策定し、これに基づき、他大学の現職教授等 4 名を外部評価委員に選任の上、教育研究活動に関する外部評価を実施した。外部評価の対象には、学部（言語文化学部、国際社会学部）、大学院（総合国際学研究院、国際日本学研究院、総合国際学研究科）のほか、学内の 4 つの研究所（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所、国際関係研究所）と 2 つの研究センター（国際日本研究センター、南アジア研究センター）を含まれ、これまでにない総合的かつ多面的な外部評価となった。今回は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」の 4 段階で評価する方法を採用し、すべての評価項目について「非常に優れている」もしくは「良好である」との結果が得られた。この外部評価結果を受けて、学部及び大学院の各協議会及びその下に置かれる各点検評価専門部会において、より一層の質の向上を目指した方策や課題に対する改善策の検討を行った。

【平成 31 事業年度】

平成 30 年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、言語学、言語教育学、文学・文化、地域社会、国際学など外国学の幅広い領域を横断した連携体制の構築に向けて、総合国際学研究院と学内 4 研究所（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所、国際関係研究所）との連携を実質的なものとするため、本学教員及び博士後期課程の学生をはじめとする若手研究者で構成される学内学会「東京外国語大学グローバルスタディーズ学会」の設立を決定し、平成 31 年度中に 2 回のプレ企画（セミナー）を開催した。また、ディプロマ・サプリメントのより一層の充実を目指して、各専攻言語の CEFR-J 担当者を対象とした「言語習得度評価に関する意見交換会」を初めて開催し、学生の言語運用能力の達成度評価やディプロマ・サプリメントの発行にあたっての運用上の問題点等について情報の共有を図った。

◆多様なチャネルによる多面的な情報発信等の推進【23-1】

【平成 28~30 事業年度】

・本学の広報戦略に基づき、ソーシャルメディアを活用した積極的な広報活動を展開し、従来から利用している Facebook 及び Twitter に加え、平成 28 年度から Instagram に大学公式アカウントを新たに開設し、受験生や卒業生等に対して視覚情報を用いて大学の魅力をアピールしている。また、YouTube に開設している大学公式「TUFS Channel」では、学内で催される入学式、卒業式、学園祭、講演会等の各種イベント動画を積極的に公開し、平成 28 年度から平成 30 年度までの

動画のアップロード本数は全 112 本、2019 年 3 月 31 日現在のチャンネル登録者数は 2,181 人に上り、平成 28 年 4 月に本学で開催されたムヒカ前ウルグアイ大統領講演会の動画は 70,000 回を超える視聴回数を記録している。

- ・世界諸地域の文化・社会・歴史に対する理解を深める機会を社会一般に提供するとともに、本学の教育研究の特色や成果等を広く発信するため、世界各地の映画を無料で上映する「TUFS Cinema」を平成 27 年度から引き続き開催した。「TUFS Cinema」では、日本では未公開の映画も数多く上映し、また、上映後に映画の舞台となっている地域の歴史的・文化的・社会的な背景等に関する専門家による解説や、その作品の監督や出演者を招いてのトーク・セッション等も行っている。平成 28 年度から平成 30 年度までの上映本数は 44 本（来場者数延べ 9,366 人）に上り、新聞やテレビ等のメディアでも注目を集めている。

- ・本学では、平成 28 年度にオープンアクセス宣言及びオープンアクセス方針を策定・公表し、これに基づき、本学の機関リポジトリ「東京外国語学術成果コレクション」に、平成 28 年度から平成 30 年度までに 4,238 件のアイテムを登録し、そのうち 509 件に DOI を付与した。これにより、総アイテム数は 53,082 件となり、平成 28 年度から平成 30 年度までのアクセス数は 629,112 回、アイテムに登録されたファイルのダウンロード数は 2,800,358 回に上るなど、本学の研究・教育成果及び史資料等の積極的な活用が図られている。

- ・東京外国語大学出版会では、平成 28 年度から平成 30 年度までに「痛みと感情のイギリス史」や「インドジェンダー研究ハンドブック」といった書籍や、ウズベク語、スペイン語、英語の教材など、合計 12 点を新たに刊行するなど、教育研究成果の積極的な社会還元・社会発信を行った。平成 28 年度には本出版会が刊行した「慈悲深き神の食卓 - イスラムを「食」からみる」（八木久美子教授・著）が「第 7 回辻静雄食文化賞」を受賞するなど、社会的にも高い評価を得ている。また、平成 29 年度に出版した「深淵の沈黙」の刊行記念選書フェア及びトークイベントを紀伊國屋書店において開催した。

- ・社会・国際貢献情報センターでは、本学 OB の協力を得て、本センターウェブサイトにおいて世界諸地域の地域情報を学外に向けて発信した。また、様々な職種の専門家を講師に迎え、世界各地の最新の地域情勢をテーマに 31 回の講演会を行い 2,000 名が参加した。また、上記講演会のうち 12 回は現役の外交官を講師に招く「白熱外交官シリーズ」として開催され、836 名の学生が参加した。

- ・大学の情報発信を強化するため、平成 28 年度から報道機関を対象とした学長記者懇談会を定期的に開催したほか、受験生向けサイト「受験生ナビ Hello! TUFS」を新たに開設し、入試情報やオープンキャンパス情報等、受験生に有益な情報を集約した。また、平成 29 年度には大学ウェブサイトの全面リニューアルを実施し、スマートフォン等の多様な端末機器での視認性・可読性の改善や SNS との連携を強化するなど、各種大学情報へのアクセシビリティの向上を図った。

【平成 31 事業年度】

- ・大学の魅力を社会に伝えるための取組として、学生広報ボランティア「TUFS アンバサダー」（東京外国語大学学生広報大使）を新たに創設し、合計 14 名の学生をこれに任命した。令和元年 12 月には受験生向けの大学公式ブログ「VOICES」を新たに開設し、TUFS アンバサダーによる教室内外における学びの風景や部活動等の紹介を行うとともに、令和 2 年 2 月には中学生・高校生を対象とした交流イベント「第 1 回 TUFS Connect! (たふこね!)」を開催し、ワークショップやキャンパスツアーやを実施した（参加者 12 名）。
- ・YouTube に開設している大学公式「TUFS Channel」において、学内で催される入学式、卒業式、学園祭、講演会等の各種イベント動画を新たに 25 本アップロードし、2020 年 3 月 31 日現在のチャンネル登録者数は 3,021 人（前年度比 840 人増）に増加している。
- ・「TUFS Cinema」において、インド映画「ラーマーヤナ - ラーマ王子伝説」やブラジルドキュメンタリー映画『これは君の闘争だ』など計 13 本の海外映画を上映するとともに、専門家による解説やトーク・セッションを開催し、延べ 3,289 人が来場者した。うち「マントー」（南アジア映画）や「東方の記憶」（フィンランド映画）は、TUFS Cinema で日本語字幕翻訳を手掛け日本初上映した。
- ・本学の機関リポジトリ「東京外国語学術成果コレクション」において、新たに 538 件のアイテムを新たに登録し、そのうち 210 件に DOI を付与した。これにより、総アイテム数は 53,620 件となり、年間のアクセス数は 318,364 回、アイテムに登録されたファイルのダウンロード数は 774,313 回に上った。
- ・東京外国語大学出版会において、「テクストとしての都市メキシコ DF」を含む 4 点の書籍を新たに刊行するとともに、過年度に刊行した書籍 5 点を増刷した。また、「香港危機の深層『逃亡犯条例』改正問題と『一国二制度』のゆくえ」の出版記念シンポジウムとして、「香港危機に終わりはあるのか？」を開催した。
- ・平成 29 年度に実施した大学ウェブサイトのリニューアルの効果を検証するため、アクセス解析や SNS で配信するトピックスの拡散状況等を分析した結果、特集記事形式による情報発信が有効であることが判明したため、大学ウェブサイトの連動サイトとして運営しているウェブ広報用サイト「TUFS Today」をリニューアル（レスポンシブ対応含む）し、在校生インタビューや卒業生インタビュー、研究活動に関する内容等の新たなカテゴリーを含む計 51 特集を公開した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	24. 快適な教育研究環境を維持し、大学経営に必要な施設基盤を確保・活用するために、長期的視点に立った施設設備の計画を推進し、世界に開かれたキャンパス環境の形成に努める。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）
		中期	年度	
【24-1】 教育研究環境の質の向上のため、キャンスマスターープランに基づき、既存施設の有効活用を進め、留学生との交流スペース、共有スペースの確保等を含む施設整備を長期的な視点に立ち実施する。また、国の財政措置の状況を踏まえ、留学生・外国人研究者のための新たな国際交流施設の建設及び図書館増築を含めた施設整備の計画に取り組む。		III		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>財務・施設マネジメント・オフィスにおいて、施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・平準化を実現するため、施設の長寿命化を推進するための指針となる「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、これを基にした「長期修繕計画」並びに各年度の「修繕等施設整備計画」を併せて策定することで、予防保全を目的とした長寿命化対策や質的向上等の推進を明確化し、目的に応じた効率的・効果的な改修・修繕等を実施した。</p> <p>また、研究協議棟内の空きスペースを有効活用し、平成 28 年度に「English Lounge」及び「多言語ラウンジ」を相次いで開設し、アクティブラーニング用の学習環境を整備した外国人留学生と日本人学生との交流スペースを確保した。</p> <p>平成 28 年度に文部科学省委託事業「国立大学法人等の地域特性等を踏まえた PPP/PFI 手法の検討及び留意点等の整理を行う先導的開発事業」を受託し、外国人留学生と日本人学生のシェアハウス型の学生寮「国際交流会館 4 号館（仮）」の整備について、PPP 方式を用いた導入可能性の調査を実施した。</p> <p>また、附属図書館における蔵書スペースや学習スペースの不足への対応、また、地域住民への開放を前提とした社会貢献に資する活動スペースの確保といった新たなニーズにも対応するため、既存スペースの見直し・再配置等も踏まえた増築整備計画を立案し、国費のほか寄附金や自己財源等を活用した</p>

	<p>【24-1-1】 長期的視点に立った施設整備計画に基づき施設設備の整備を実施する。</p>		<p>整備の可能性も含め、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」の趣旨を踏まえながら検討を進めている。</p>
	<p>【24-1-2】 新たな国際交流施設の建設及び図書館増築計画については、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画の趣旨を踏まえ引き続き検討する。</p>	III	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【24-1-1】 「インフラ長寿命化計画」等に基づき、平成31年度は附属図書館の空調整備を更新するなど、インフラの老朽化対策や経年老朽化対策として優先度の高い施設整備計画から順次実施した。 また、学生や教職員からの要望を受け、研究講義棟内に置いていた学生相談室をより人目に付きにくい保健管理センター内に移転するとともに、本部管理棟内に置いていた留学生支援共同利用センターを留学生日本語教育センター棟内に移転するなど、学生の利便性や教職員の効率性を向上させた。</p>
		III	<p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>【24-1-2】 新たな国際交流施設の建設について、平成28年度に実施した文部科学省委託事業の結果を踏まえ、民間資金を活用した整備手法の適用や定期借地権の設定等など、本学の財政状況を考慮した最良の事業スキームについて検討を進めた。 また、附属図書館増築計画について、第4次施設整備5か年計画の趣旨を踏まえて国費に依存した施設整備は困難と判断し、長期的な視点から必要となる機能や面積、維持管理費等を精査した上で、本学基金や民間資金等の活用の可能性も含めて、事業の実現可能性について検討を進めた。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況

- (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	25. 全学的な危機管理体制に基づき、キャンパス内における安全管理の啓発を行うとともに、海外留学及び教職員の出張先での危機管理についてもマネジメント体制を整える。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度		
【25-1】 国内外における学生及び教職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進するため、外部のノウハウを導入し、管理体制を強化する。とりわけ海外留学については、『海外旅行・留学 危機管理ハンドブック』を活用した学生指導を継続して行い、学生の海外における安全管理意識をさらに高める。		IV		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 海外留学する学生等の安全管理を徹底するため、学生の渡航情報を一元的に管理し、災害や事件等の発生時にオンライン上で安否確認を行うためのシステムとして、平成 28 年度に「ただいま海外留学中」を独自に開発し、運用を開始している。その後も、海外渡航に関する大学への届出の方法や様式を見直すなど、運用改善に取り組んだ結果、平成 30 年度には留学生の一時帰国を含むほぼすべての渡航情報を把握することが可能になるととともに、同年度中だけでも計 8 回、海外での大規模な事件・事故・災害の発生に伴い安否確認を実施するなど、有効に機能している。</p> <p>また、「海外旅行・留学 危機管理ハンドブック」を隨時最新の情報に更新するとともに、本学ウェブサイトに掲載したほか、冊子としても配布するなど、本ハンドブックを活用した学生指導を継続的に実施している。</p> <p>さらに、学生の危機管理意識の醸成を徹底するため、学内で外務省や東京検疫所による危機管理説明会を毎年度複数回開催したほか、平成 30 年度からは学部新入生の必修科目である「基礎リテラシー」の中に、留学支援共同利用センターのコーディネーターが海外での危機管理について講義する回を新たに組み込むことで、すべての学部生に対して海外での危機管理に関する正確な情報を提供することが可能となった。</p>	<p>衛生委員会を中心とした安全・衛生管理体制を維持するとともに、各種健康診断等によるヘルスプロモーションとプライマリケア、ストレスチェックを実践する。</p> <p>とりわけ、海外留学については、海外渡航情報システムにより学生の渡航情報を正確に把握し、海外における危機管理に役立てるとともに、『海外旅行・留学危機管理ハンドブック』を活用した指導を引き続き実施する。</p>

		<p>この他、学研災付帯海外旅行保険の加入範囲を拡大したことにより、スタディツアーや海外インターンシップの参加学生にも安価で手厚い補償内容の保険を提供できるようになった。また、新たな危機管理サービスとして、海外留学中における医療アシスタンスや安否確認、メンタルケア等の支援を受けることができる「留学生海外危機管理サービス」(任意加入)を導入し、危機管理サービスの充実を図った(平成30年度加入者37名)。</p>
	III	<p>(平成31事業年度の実施状況) 【25-1-1】</p> <p>本学独自の海外渡航情報システム「ただいま海外留学中」により、引き続き学生の海外渡航情報を一元的に管理し、渡航先に関する注意喚起や非常時の安否確認等に活用した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応においても、本システムの機能が十分に発揮され、休学中の学生も含めて、海外渡航中の学生の安否確認やその後の状況確認、各種情報提供等を迅速かつ的確に行うことができた。</p> <p>また、「海外旅行・留学危機管理ハンドブック」の情報を定期的に点検し、情報が陳腐化しないよう継続的に確認を行うとともに、外務省や東京検疫所による危機管理説明会に加えて、「女子学生・女性研究者のための海外渡航危機管理説明会」を新たに開催した。</p> <p>さらに、令和2年2月には、役員・部局長に加えて、学生の海外派遣や学生対応、広報業務等に従事する教職員を対象にした「海外危機管理シミュレーション訓練」を初めて実施した。本訓練では、学内の危機管理体制を検証するとともに、組織的な危機管理対応の更なる能力向上を図ることを目的に、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(EAJ)から3名の講師を招き、危機管理広報等に関する講演の後、海外でのテロ事件に本学学生が巻き込まれたことを想定した初動訓練、危機対策本部の設置、メディア対応、記者会見の実習など、実践的な訓練を行った。</p>
	III	<p>(平成31事業年度の実施状況) 【25-1-2】</p> <p>衛生委員会では毎月委員会を開催し、安全衛生に関する事項について審議並びに意見交換を行っている。また、職員の定期健康診断を実施すると同時に</p>

			に、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては産業医との面談を推奨するなど、ヘルスプロモーションを推進した。	
【25-2】 大規模災害に備え、自治体と連携した防災訓練を継続する等、自治体との連絡体制をより強化すると同時に、平成 29 年度までに危機管理体制の基盤となる事業継続計画を策定する。また、留学生を対象とした多言語による避難訓練を継続する等、大規模災害発生時における多言語対応体制を強化する。		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>平成 29 年度に財務・施設マネジメント・オフィスが中心となり、府中市で大地震が発生した場合において、教職員および学生の安全を確保しながら事業を適切に継続・運営することを目的として「危機管理体制の基盤となる事業継続計画書 (BCP)」を新たに策定した。平成 30 年度には、「事業継続計画書 (BCP)」に基づき必要となる施設面での対応を検討するため、同オフィスを中心に、都内において震度 6 弱の大地震が発生した場合を想定したシミュレーションを実施し、被害の想定や非常時優先業務の洗い出し、事前対策と課題の整理等を行った。</p> <p>また、大規模災害発時における多言語対応体制を充実するため、防災訓練の強化、防災意識の啓蒙活動の 2 項目からなる「大規模災害発時における多言語対応体制強化の施策」を平成 29 年度に策定し、これに基づき、平成 30 年度には英語併記の避難経路図を新たに作成し学内各所に掲示したほか、東京消防庁及び府中市の協力を得て、府中消防署から派遣された言語ボランティアと本学留学生チューターの協働により、外国人留学生を対象とした多言語による避難訓練等を年 3 回実施し、119 番通報の仕方や消化器の使い方、AED の取扱い等について学ぶとともに、起震車による震度 7 の地震体験を実施した。</p>	平成 29 年度に策定した事業継続計画に基づき、大規模災害等を想定した危機管理体制の整備を推進、検証し、必要に応じて見直しを図る。 また、大規模災害等を想定した自治体との連携体制の強化や、多言語対応体制の整備を推進するとともに、留学生を対象とした避難訓練等を引き続き実施する。
【25-2-1】 平成 29 年度に策定した事業継続計画に基づき、必要となる施設面の対応について引き続き検討する。		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【25-2-1】 平成 29 年度に策定した事業継続計画に基づき、必要となる施設面の対応について引き続きシミュレーションを実施し、昨年度の課題項目としていた内容についてさらに検討を加えるとともに、新たに被害の想定や非常時優先業務の洗い出し、事前対策と課題の整理等を行った。また、大規模災害に備えて備蓄品の現況を確認し、その結果を踏まえて飲食料品を優先的に購入するなど、防災備蓄を計画的に見直した。</p>	
【25-2-2】 前年度に実施した、留学生を対象とした大規模災害発時における多言語対応体		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【25-2-2】 平成 30 年度に実施した防災訓練及び啓蒙活動に</p>	

	制の強化策の効果について検証する。		係る多言語体制強化策の効果について検証を行い、防災訓練等に参加した留学生へのアンケート調査の結果や、多くの留学生等が入居する国際交流会館における火災事故件数（自動火災報知設備の発報件数）の減少などから、一定の効果が認められた。そのため、平成 31 年度も留学生（国際交流会館入居者）を対象とした防災訓練を年 2 回実施し、それぞれ 130 名、140 名の留学生が参加した。防災訓練では、東京消防庁の協力の下、避難訓練、通報訓練、A E D 訓練、起震車体験等を企画し、英語のみならず、本学の留学生チューターがそれぞれの専攻言語でも補足説明を行うなど、多言語による訓練を実施した。また、設備面での危機管理対策として、国際交流会館のクッキングヒーターを安全機能付き IH クッキングヒーターに更新するとともに、火災警告放送の多言語化を検討している。
--	-------------------	--	---

I 業務運営・財務内容等の状況

- (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守等に関する目標

中期目標	26. 業務運営が適正に行われるよう、法令遵守を徹底するとともに、研究における不正行為を事前に防止するための取り組みを推進する。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）
		中期	年度	
【26-1】 コンプライアンス委員会と内部監査室が連携して内部統制システムを強化し、法令遵守を徹底する。また、引き続き監事と内部監査室による連絡協議会を通じて会計監査及び業務監査の情報共有を行い、適正な業務運営を確保する。		III		(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 監事と内部監査室による「連絡協議会」を毎年度開催し、監事があらかじめ決めたテーマについて意見交換を行うとともに、原則として毎月 1 回、監事と内部監査室との「定例監査打合せ」を行い、両者が持つ会計監査及び業務監査の情報を定期的に共有し補完し合うことにより、監査体制の充実を図った。また、平成 29 年度及び平成 30 年度に実施した内部監査の結果を踏まえ、平成 31 年 1 月に教職員を対象に実施した「研究倫理・コンプライアンス研修」において、研究費の適正使用について具体的な事例を用いて注意喚起を行うなど、大学構成員に対しても監査情報の共有が適切に行われている。
			III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【26-1-1】 平成 31 年 4 月に就任した新たな学長の下、内部監査室の体制を見直し、令和 2 年度より内部監査室長を一般教授職から副学長兼務に変更することとした。これにより、役員会等の諸会議に内部監査室長の立場からも出席が可能となり、大学運営に関する幅広い情報や懸念事項等について学長をはじめとする大学執行部と適時適切に共有できるようになった。
			III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【26-1-2】 平成 31 年 4 月に新しい学長が就任したことに伴い、監事からの要望を踏まえ、学長、理事、副学長、

			<p>各部局長を含めるかたちで「連絡協議会」を開催し、「新体制発足後の機能的な大学運営について」というテーマで活発な意見交換を行った。その結果、週に1度開催される学長室会議を通じて、大学執行部と各部局長との議論が活性化された点や、学長が全教職員に対して定期的に発信するメールを通じて、現場の教職員への情報提供が有効に機能している点などが評価された一方、ガバナンス強化の観点から、意思決定プロセスにおける総合戦略会議の下に設けられた機能別オフィスの権限の明確化などの課題が示された。</p>	
<p>【26-2】 情報セキュリティポリシーの定期的点検及び見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。また、年2回以上全教職員に参加を義務づけた研修を実施し、情報セキュリティ対策の浸透を図る。</p>		III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>専門業者による個人情報の漏えいを焦点にしたリスク分析及び大学が運用する情報システムのセキュリティ監査の結果等を踏まえ、平成 28 年度に「国立大学法人東京外国語大学における情報セキュリティ対策基本計画」を策定するとともに、「情報セキュリティインシデント対応チーム要項」を新たに整備した。これらに基づき、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動として、全教職員を対象とした「情報セキュリティ確認テスト」及びその結果を踏まえた「情報セキュリティ研修」のほか、役員向けの「情報セキュリティ講習会」、全教職員を対象とした「標的型攻撃メール対応訓練」、事務職員を対象とした「情報セキュリティインシデント対応訓練」を毎年度実施した。また、情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の取組として、「ウェブ出願システム」等のクラウドサービスや「財務会計システム」、「学務情報システム」等の認証を伴う7つのシステムについて、外部の専門業者による情報セキュリティ監査を実施した。</p>	<p>情報セキュリティポリシーの点検と見直しを行うとともに、新たに策定したサイバーセキュリティ対策基本計画に沿った取り組みを実施する。</p> <p>また、教職員に対して、研修会やインシデント対応訓練等を継続して行う。</p>
<p>【26-2-1】 情報セキュリティの確保と維持・向上を図るため、情報セキュリティポリシーの点検と見直しを行うとともに、情報セキュリティ対策基本計画に沿った取り組みを計画的に実施する。教職員に対して、意識啓発向上を目的として、自己点検及び情報セキュリティの状況に適した研修を2回開催する。また、標的型メール攻撃対応訓練及びインシデント対応訓練を実施する。</p>		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【26-2-1】</p> <p>平成 29 年 3 月に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、「情報セキュリティ自己点検テスト」を 1 回 (389 名受講)、「情報セキュリティ研修」を 2 回 (353 名受講)、役員等向け「情報セキュリティ講習会」を 1 回 (21 名受講)、新任職員向けの「情報セキュリティ講習」を毎月 (90 名受講)、全教職員を対象とした「標的型メール攻撃訓練」を 2 回、事務職員を対象とした「情報セキュリティインシデント対応訓練」を 1 回、それぞれ開催した。このうち、情報セキュリティインシデント</p>	

			<p>対応訓練では、実際に起こり得るテーマを設定の上、グループ型の訓練とストーリー型の訓練を実施し、後者には最高情報セキュリティ責任者（CISO）や情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）のメンバー、広報担当者も参加した。</p> <p>また、令和元年10月には、「情報セキュリティ対策基本計画」を「サイバーセキュリティ対策基本計画」にリニューアルし、それに先立って旧計画の進捗状況の自己評価と外部監査を実施し、学外の情報セキュリティ専門会社による現状のリスク分析を実施した。</p>	
<p>【26-3】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、適正な研究の遂行や研究費使用に係る監査機能を強化するとともに、大学院生も対象とした研究倫理に関する講習会を定期的に実施するなど、研究者への啓発活動を強化する。</p>	<p>【26-3-1】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく監査を行う。</p>	III	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、教職員を対象にコンプライアンス教育を実施するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究者を対象に日本学術振興会が提供している e ラーニングシステム（eL CoRE）を利用した研究倫理教育等を実施した。</p> <p>大学院生を対象とした研究倫理教育については、論文・レポートを執筆する際に注意すべきことを示した「剽窃・盗用防止ガイドライン」での周知や研究倫理に関わる講義、指導教員による指導を行い、研究不正の防止に努めた。</p>	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく監査を行う。</p> <p>また、引き続き、研究活動に関わるコンプライアンス教育を教職員を対象に実施するとともに、大学院生を対象とした研究倫理教育を実施する。</p>
	<p>【26-3-2】</p> <p>引き続き、研究活動に関わるコンプライアンス教育を、教職員を対象に実施するとともに、大学院生を対象とした研究倫理教育の機会を設ける。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【26-3-1】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、科研費、謝金事務、契約事務、旅費事務の各監査を計画どおり実施し、それぞれ概ね適切に行われていることを確認した。</p>	
		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【26-3-2】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、教職員を対象としたコンプライアンス教育を実施するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究者を対象に日本学術振興会が提供している e ラーニングシステム（eL CoRE）を利用した研究倫理教育等を実施した。平成 31 年度は、学内の科研費説明会（7 月、9 月）と教育研究評議会</p>	

(5月、7月、9月、11月)を利用し、各研究者並びに各部局長を対象としたコンプライアンス教育・研究倫理教育を実施した。また、令和2年2月には研究不正防止に最前線で取り組む研究者を外部講師として招へいし、本学の特性に合わせて「人文学・社会科学の学問特性と研究不正」というテーマで研究倫理講演会を開催した。この他、新規採用者に対しても、採用時のガイダンスにおいて、コンプライアンス教育・研究倫理教育を実施している。

大学院生を対象とした研究倫理教育の一貫として、論文・レポートを執筆する際に注意すべきことを示した「剽窃・盗用防止ガイドライン」を学内掲示やWebサイト、履修案内等に掲載し、周知した。

また、博士前期課程においては、必修科目「総合国際学研究基礎」の中で研究倫理に関わる講義を行うとともに、博士後期課程においては、指導教員による研究倫理指導に加え、令和2年2月に開催した研究倫理講演会への参加により、研究倫理教育を受ける機会を確保した。さらに、平成31年4月に開設した博士後期課程共同サステイナビリティ研究専攻においては、入学者全員を対象としたオリエンテーションにおいて研究倫理に関する指導を行っている。

(4) その他業務運営に関する特記事項等

<1. 特記事項>

◆海外における安全管理の徹底に向けた取組【25-1】

【平成 28~30 事業年度】

海外留学する学生等の安全管理を徹底するため、学生の渡航情報を一元的に管理し、災害や事件等の発生時にオンライン上で安否確認を行うことができる海外渡航情報システム「ただいま海外留学中」を平成 28 年度に独自開発し、運用を開始している。また、その後も海外渡航に関する大学への届出方法や様式を見直すなど運用の改善に取り組み、平成 30 年度には留学生の一時帰国を含むほぼすべての渡航情報を把握することが可能となった。同年度中だけでも計 8 回、海外での大規模な事件・事故・災害等の発生に伴い、本システムを活用した安否確認を実施し、その有効性を確認している。

また、「海外旅行・留学 危機管理ハンドブック」を随時最新の情報を更新するとともに、本学ウェブサイトへの掲載や冊子での配布等により、本ハンドブックを活用した学生指導を継続的に実施している。

さらに、学生の危機管理意識を醸成するため、外務省や東京検疫所による危機管理説明会を学内で毎年度開催するとともに、平成 30 年度から学部新入生の必修科目「基礎リテラシー」において、留学支援共同利用センターのコーディネーターによる海外での危機管理に関する講義を組み込むなど、全学部生に対して海外での危機管理に関する正確な情報提供を行っている。

この他、学研災付海外旅行保険の加入範囲を拡大したことにより、スタディツアーや海外インターンシップの参加学生にも安価で手厚い補償内容の保険を提供できるようになったことに加え、海外留学中における医療アシスタンスやメンタルケア等の支援を受けることができる「留学生海外危機管理サービス」（任意加入）を平成 30 年度から新たに導入し、危機管理サービスの充実を図った。

【平成 31 事業年度】

本学独自の海外渡航情報システム「ただいま海外留学中」により、引き続き学生の海外渡航情報を一元的に管理し、渡航先に関する注意喚起や非常時の安否確認等に活用した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応においても、本システムの機能が十分に発揮され、休学中の学生も含めて、海外渡航中の学生の安否確認やその後の状況確認、各種情報提供等を迅速かつ的確に行うことができた。

また、「海外旅行・留学危機管理ハンドブック」の情報を定期的に点検し、情報が陳腐化しないよう継続的に確認を行うとともに、外務省や東京検疫所による危機管理説明会に加えて、「女子学生・女性研究者のための海外渡航危機管理説明会」を新たに開催した。

さらに、令和 2 年 2 月には、大学執行部や部局長のほか、学生の海外派遣や学生対応、広報業務等に従事する教職員を対象にした「海外危機管理シミュレーション訓練」を初めて実施した。本訓練では、学内の危機管理体制を検証するとと

もに、組織的な危機管理対応の更なる能力向上を図ることを目的に、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 (EAJ) から 3 名の講師を招き、危機管理広報等に関する講演の後、海外でのテロ事件に本学学生が巻き込まれたことを想定した初動訓練、危機対策本部の設置、メディア対応、記者会見の実習など、実践的な訓練を行った。

◆情報セキュリティの強化に向けた取組【26-2】

【平成 28~30 事業年度】

専門業者による個人情報の漏えいを焦点にしたリスク分析及び大学が運用する情報システムのセキュリティ監査の結果等を踏まえ、平成 28 年度に「国立大学法人東京外国語大学における情報セキュリティ対策基本計画」を策定するとともに、「情報セキュリティインシデント対応チーム要項」を新たに整備した。これらに基づき、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動として、全教職員を対象とした「情報セキュリティ確認テスト」及びその結果を踏まえた「情報セキュリティ研修」のほか、役員向けの「情報セキュリティ講習会」、全教職員を対象とした「標的型攻撃メール対応訓練」、事務職員を対象とした「情報セキュリティインシデント対応訓練」を毎年度実施した。また、情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の取組として、「ウェブ出願システム」等のクラウドサービスや「財務会計システム」、「学務情報システム」等の認証を伴う 7 つのシステムについて、外部の専門業者による情報セキュリティ監査を実施した。

【平成 31 事業年度】

平成 29 年 3 月に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、「情報セキュリティ自己点検テスト」を 1 回 (389 名受講)、「情報セキュリティ研修」を 2 回 (353 名受講)、役員等向け「情報セキュリティ講習会」を 1 回 (21 名受講)、新任職員向けの「情報セキュリティ講習」を毎月 (90 名受講)、全教職員を対象とした「標的型メール攻撃訓練」を 2 回、事務職員を対象とした「情報セキュリティインシデント対応訓練」を 1 回、それぞれ開催した。このうち、情報セキュリティインシデント対応訓練では、実際に起こり得るテーマを設定の上、グループ型の訓練とストーリー型の訓練を実施し、後者には最高情報セキュリティ責任者 (CISO) や情報セキュリティインシデント対応チーム (CSIRT) のメンバー、広報担当者も参加した。

また、令和元年 10 月には、「情報セキュリティ対策基本計画」を「サイバーセキュリティ対策基本計画」にリニューアルし、それに先立って旧計画の進捗状況の自己評価と外部監査を実施し、学外の情報セキュリティ専門会社による現状のリスク分析を実施した。

<2. 共通の観点に係る取組状況>

【法令遵守（コンプライアンス）に関する取組】

（1）法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況

- ◆ 「コンプライアンス基本規則」に基づき、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（理事）、コンプライアンス推進責任者（部局長）及びコンプライアンス委員会を置くとともに、ハラスマント防止委員会や苦情処理委員会、研究活動に関する不正行為防止計画推進本部とも連携して、全学的なコンプライアンス推進体制を構築している。また、本規則及び「コンプライアンス通報・相談窓口の運営に関する細則」に基づき、コンプライアンス通報・相談窓口を設置するとともに、本学ウェブサイトで連絡先等を公表している。

（2）サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づく取組

◆インシデント対応体制の整備

- ・大学が管理・運用している情報システムを把握するため、学外のクラウドサービス上のものを含めて、稼働している情報システムの調査を行った。
- ・文部科学省が実施する脆弱性診断（ペネトレーションテスト）に応募し、3システムの診断を受けた。また、平成30年度に実施した認証を伴う情報システムの脆弱性外部監査のフォローアップを行った。

◆情報セキュリティ・ICT人材の強化・育成

- ・CISO補佐・CIO補佐（システム担当）の任命を行った。また、新たな学長特命補佐として情報セキュリティ担当の任命を行った。

◆サイバーセキュリティ等教育・訓練の実施

- ・役員及び教職員の情報セキュリティに対する認識状況の把握と意識向上を目的として、情報セキュリティ自己点検テストを実施し389名が受講した。
- ・昨今の情報セキュリティ状況及び本学の昨年度のインシデント発生に基づいた内容の情報セキュリティ研修を同一内容で2回開催し、計353名が参加した。また、役員向けの情報セキュリティ講習会を行い、役員等21名と事務職員10名が参加した。
- ・全教職員を対象とした標的型メール攻撃訓練を2回行い、うち1回は実例に基づく訓練を行った。また、情報セキュリティインシデント対応訓練として、事務職員を対象としたグループ型の訓練とストーリー型の訓練を行った。
- ・新任職員向けの情報セキュリティ講習を毎月行い、年間90名が参加した。
- ・正規生向け情報セキュリティ教育として、学部初年次の必修科目として「基礎リテラシー」を開講した。また、非正規生を対象にした情報セキュリティ教育をアカウント講習会で行った。

◆情報セキュリティ対策の自己点検及び監査の実施

- ・平成28年度末に策定した3年間の情報セキュリティ対策基本計画進捗状況の自己点検及び外部監査を実施するとともに、情報セキュリティ専門会社による現状のリスク分析を行い、それらの結果に基づき、サイバーセキュリティ対策基本計画を策定した。

◆他機関との連携・協力

- ・国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス（NII-SOCS）に参加している。

（3）研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

- ◆ 教職員及び学生に対する研究倫理・コンプライアンス教育を徹底するため、不正行為防止計画推進本部が平成31年2月に「東京外国语大学における研究倫理・コンプライアンス教育実施方針」を策定するとともに、これに基づき、日本学術振興会が提供するeラーニングシステム（eL CoRE）を活用した教員向け研究倫理プログラムや教職員向け研究倫理・コンプライアンス研修会、学生に対する研究倫理・コンプライアンス教育等を実施している。また、令和2年2月には研究不正防止に最前線で取り組む研究者を外部講師として招へいし、本学の特性に合わせて「人文学・社会科学の学問特性と研究不正」というテーマで研究倫理講演会を開催した。
- ◆ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、内部監査室において科学研究費補助金等を対象とした会計監査を毎年度実施するとともに、平成29年度及び平成30年度の監査結果を踏まえ、平成31年1月に教職員を対象に開催した「研究倫理・コンプライアンス研修会」で研究費の不正使用が疑われる可能性のある具体的な事例を紹介するなど、教職員への注意喚起を適切に行っている。
- ◆ 本学は安全保障輸出管理に関わる技術等の研究を行っておらず、また、受け入れる外国人研究者、留学生等も人文社会系の研究に従事しているが、今後、他大学・他研究機関等との連携・共同研究を推進するにあたり、異分野融合研究を円滑に実施できるよう、令和元年9月に「安全保障輸出管理規程」を新たに制定するとともに、教職員及び学生に周知した。

【施設マネジメントに関する取組】

- ◆ 学長をトップとする総合戦略会議に下に置かれた財務・施設マネジメント・オフィスにおいて、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・平準化を実現するため、施設の長寿命化を推進するための指針となる「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、これを基にした「長期修繕計画」並びに各年度の「修繕等施設整備計画」を併せて策定することで、予防保全を目的とした長寿命化対策や質的向上等の推進を明確化し、目的に応じた効率的・効果的な改修・修繕等を実施している。具体的には、①修繕等（法令適合、安全管理）、②インフラ長寿命化（基幹設備、老朽化予防保全）、③質的向上（ダイバーシティ、アメニティ、省エネ対応）、④学内修繕要望枠の4つの項目に区分することで、計画的かつメリハリの効いた施設整備を実現している。
- ◆ 同オフィスでは、部局等の枠を超えたトップマネジメントによる既存スペースの再配分を推進し、研究協議棟内の未活用スペースを利用した新たな学生交流スペース「English Lounge」及び「多言語ラウンジ」の開設（平成28年度）、国際日本学部の新設に伴う留学生日本語教育センター教室の開放（平成30年度）、学生・教職員の利便性向上や業務効率化等を目的とした学生相談室及び留学生支援共同利用センターの移転（平成31年度）等を実現している。

- ◆ 同オフィスでは、平成 28 年度に受託した文部科学省委託事業「国立大学法人等の地域特性等を踏まえた PPP/PFI 手法の検討及び留意点等の整理を行う先導的開発事業」における調査結果に基づき、保有施設の総量最適化の観点を踏まえつつ、民間資金を活用した PPP や PFI 等の多様な整備手法による新たな国際交流施設の建設について検討を進めている。

【安全管理、防災対応の充実】

(1) 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

- ◆ 大規模災害発生時に教職員及び学生の安全を確保しながら事業を適切に継続・運営するため、平成 29 年度に「危機管理体制の基盤となる事業継続計画書 (BCP)」を新たに策定した。また、平成 30 年度には「事業継続計画書 (BCP)」に基づき必要となる施設面での対応を検討するため、財務・施設マネジメント・オフィスが中心となり、都内で震度 6 弱の大地震が発生した場合を想定したシミュレーションを実施し、被害の想定や非常時優先業務の洗い出し、事前対策と課題の整理等を行ったほか、平成 31 年度には防災備蓄品の現況確認とその結果を踏まえた見直しを行った。
- ◆ 大規模災害発時における多言語対応体制を充実させるため、平成 29 年度に防災訓練の強化、防災意識の啓蒙活動の 2 項目からなる「大規模災害発時における多言語対応体制強化の施策」を新たに策定した。これに基づき、平成 30 年度以降、日本語と英語を併記した避難経路図を新たに作成し学内各所に掲示するとともに、東京消防庁及び府中市の協力を得て、府中消防署から派遣された言語ボランティアと本学留学生チューターとの協働により、外国人留学生を対象とした多言語による避難訓練等を年 2 ~ 3 回実施したほか、防災（地震対応）DVD 鑑賞会の開催、5 か国語対応の防災リーフレットの作成・配布等を実施している。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の流行当初においては、「国立大学法人東京外国语大学における危機管理に関する規程」に則り、危機管理委員会を中心に対応を検討し、特に中国に渡航中の学生に対する帰国要請、冬学期から開始される短期海外留学（ショートビジット）やスタディツアーエ等の海外派遣プログラムの中止要請を行った。また、海外から入国するあるいは海外に出国する学生・教職員が多く在籍する本学の特性に鑑み、感染を懸念する近隣住民に対する情報提供を積極的に行った。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学生及び教職員の安全管理に向けた対策の検討・実施をより機動的に行うことができる体制を整えるため、学長直下に「COVID-19 対策会議」を新たに設置（2020 年 3 月 3 日付）した。本会議は、理事、副学長、学長特別補佐、部局長、関係部課長等で構成され、定期的（週 1 回）開催とすることで最新の情報に基づく意思決定が可能となり、感染を疑わせる症状が出た場合や本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、又は感染者の濃厚接触者として特定された場合等の対応をまとめた「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の早急な策定を指揮し、本学ウ

エブサイト上で公表（同年 3 月 9 日付）するとともに、本学独自の海外渡航情報システム「ただいま海外留学中」を活用して、留学中の日本人学生や母国に一時帰国中の外国人留学生等の状況を逐一把握し、計 132 名の学生に対して安全な地域への移動や帰国要請を行う（同年 3 月 23 日付）など、迅速かつ的確な対応を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○教育研究等の質の向上に関する全体的な状況について

(1) 教育

<学士課程>

◆国際日本教育の推進

- ・日本の文化的発信力の強化と、国際的視座から日本社会の抱える諸問題に取り組み、その解決に寄与しうる人材の育成を目的に、平成31年4月に国際日本学部を新たに設置した。本学部では、入学定員75名のうち30名を外国人留学生枠として設け、留学生比率は40.2%（平成31年5月1日現在）に達するなど、多様な学生が協働する極めて国際性の高い教育環境が実現している。
- ・日本人学生と外国人留学生が協働して課題に取り組む「多文化協働科目」を開講し、本学が所在する府中市を中心とした周辺地域の観光、伝統文化、スポーツ、芸術、地域振興、産業、歴史、農業をテーマに、テレビ朝日の協力による指導の下、地域の魅力を発信するためのPRミニ番組を制作するといった、PBL型の実践的教育プログラムを実施した。学生が作成したPRミニ動画は、本学公式YouTubeチャンネル「TufsChannel」で公開するなど、特色ある取組を行っている。

◆言語教育の充実に向けた取組

- ・専攻言語として教授する28言語について、CEFR-Jに準拠した「CEFR-J×28学習語彙表」の整備を進め、A1レベルで27言語、A2レベルで25言語の整備を完了した。また、Can-Doリストの内容に応じた「CEFR-J×28フレーズ・リスト」（2語以上からなる定型表現集）は、17言語で整備を完了している。
- ・文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）」を活用し、全学生を対象としたCEFR-Jに基づく言語運用能力の達成度評価を継続して実施するとともに、これを可視化した「ディプロマ・サブリメント」を平成31年度卒業生728名に対して発行した。
- ・アイスランド語、アイルランド語、クルド語、ジンポー語、ゾンカ語、マダガスカル語に関する授業を新たに開講し、年間で合計77言語の授業を開講した。これにより、2016年度以降に開講した言語数は、通算85言語に達している。

◆海外留学等の推進

- ・短期海外留学（ショートビザット）、スタディツアーや就業体験（インターンシップ）といった短期海外派遣プログラムを実施し、延べ689人の学生を海外協定校等に派遣した（例年実施している「日本語教育インターンシップ」は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した）。
- ・短期海外留学（ショートビザット）の拡充に向け、海外協定校の開拓等に積極的に取り組んだ結果、プログラム提供数（開講数）は全209プログラム（79か国・地域／157協定校）と過去最高となった。

<大学院課程>

◆国内外での大学間連携に基づく人材養成機能の高度化

- ・西東京三大学（東京外国语大学、東京農工大学、電気通信大学）連携事業により、平成31年4月から本学初となる文理協働型共同教育課程「共同サステイナビリティ研究専攻」を大学院博士後期課程に開設し、本学入学者4名を含む14名に対して、三大学の教育研究資源を十分に活用したトリプレット体制による、相互

補完的かつ相乗効果を発揮した教育研究活動を展開している。

- ・文部科学省「大学の世界展開力強化事業」（中南米）の一貫として、エアフィット大学（コロンビア）とのダブルディグリー・プログラムを推進し、本学では初となるダブルディグリー制度に基づく修了生を1名（博士前期課程）輩出した。

(2) 研究

◆日本研究・日本語教育研究分野における先端的国際共同研究の推進

- ・大学院国際日本学研究院において、CAASユニットとしてロンドン大学SOAS（イギリス）から4名、フランス国立東洋言語文化学院（フランス）から3名、ライデン大学（オランダ）から1名の計8名の外国人研究者を招へいするとともに、NINJALユニットとして国立国語研究所から研究者2名をクロスマーチント制度により任用し、両ユニットと学内外の研究組織の連携による分野横断的な国際共同研究を推進した。

◆アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究の推進

- ・アジア・アフリカ言語文化研究所では、ペイールート研究拠点による「中東社会における宗教宗派的・政治社会的少数派に関する研究」、コタキナバル研究拠点による「東南アジアのイスラームと文化多様性に関する学際的研究」の2つの国際共同研究を含む共同利用・共同研究課題15件、外国人研究員との国際共同研究2件を継続したほか、10月に着任した外国人研究員と本学アジア・アフリカ言語文化研究所所属の教員との間で国際共同研究課題1件を実施している。

◆多面的アフリカ国際研究の推進

- ・ザンビア大学（ザンビア）、アディスアベバ大学（エチオピア）、ガーナ大学（ガーナ）から計4名の外国人研究者を招へいし、現代アフリカ地域研究センターとの国際共同研究を推進した。
- ・2019年5月にプレトリア大学（南アフリカ）で第4回南アフリカ・日本大学（SAJU）フォーラムが開催されることに合わせて、本センターが日本側事務局を務め、日本及び南アフリカを拠点とする研究者や実務家等200名以上が参加する大規模な会議の開催を全面的に支援した。

- ・2019年8月に第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が横浜で開催されることに合わせて、TICAD7パートナー事業としてシンポジウム「日本のアフリカ研究を総覧する」、TICAD7サイドイベント「西アフリカの持続的発展への課題—人々の生計向上のために」等を他大学と共同で開催した。

- ・2020年2月にプロテスター人文・社会科学大学（ルワンダ）と共に「PIASS-TUFS Joint Seminar on Development and Resource Management」を開催し、日本及びアフリカ8か国の研究者計24名が2日間にわたり研究発表を行った。

(3) 社会連携・社会貢献

◆多文化共生社会の実現に向けたリカレント教育の充実

- ・TUFSオープンアカデミーでは、司法の現場における異なる言語・文化間の仲介役となるスペシャリストを養成するため、青山学院大学との連携により、平成31年度から本学初の履修照明プログラム「司法通訳養成講座」を新たに開設し、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語の各講座において、それぞれ10名、8名、3名が修了者を輩出している。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

IV 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1. 短期借入金の限度額 753,347 千円	1. 短期借入金の限度額 753,347 千円	該当なし
2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが予想されるため。	2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが予想されるため。	

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1. 重要な財産を譲渡する計画 田沢湖高原研修施設の土地及び建物（秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 2 番 146）を譲渡する。	1. 重要な財産を譲渡する計画 なし	該当なし
2. 重要な財産を担保に供する計画 なし	2. 重要な財産を担保に供する計画 なし	

VI 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

VII その他の
1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 66	(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (66)	附属図書館空調設備更新 小規模改修	総額 113	施設整備費補助金 (98) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (15)	附属図書館空調設備更新 小規模改修	総額 113	施設整備費補助金 (98) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (15)

○ 計画の実施状況等

計画と実績に差異がなかったため、特段の記載事項はない。

VII その他の計画

2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>世界的研究・教育拠点としての体制を確立するためには必要な能力を持つ教職員を採用する。採用にあたっては国籍、性別、思想信条等において差別をしない。また、年俸制、クロスアポイントメント等新たな人事制度を導入し、より多様な人材の登用を推進する。また、中長期的な人事計画を策定するため各部局において人件費ポイント制を活用する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 25,213 百万円 (退職手当は除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人件費ポイント制を活用し、教育・研究分野の柔軟な人事計画・人事の適正化を進めるとともに、学長の裁量により、大学が取り組む先端的で特色のある教育研究プロジェクト等に人員を配置することにより、戦略的・効果的な人的資源の活用を図る。 ◆ 人事評価制度を実施し、評価結果を待遇等に適正に反映させる。 ◆ 年俸制やクロスアポイントメントの活用を推進する。 ◆ 教育研究を活性化するため、若手教員の比率を引き上げる。 <p>(参考1) 平成30年度の常勤職員数 292人 また、任期付き職員数の見込みを 67人とする。</p> <p>(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 4,119 百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>平成31年度の常勤職員数 (実績) 291人 任期付職員数 (実績) 99人</p> <p>平成31年度の人件費総額(実績) 3,974百万円 (退職手当は除く)</p>

○ 別表1（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b) / (a) ×100 (%)
言語文化学部 言語文化学科	1,475	1,870	126.7
国際社会学部 国際社会学科	1,490	1,926	129.2
国際日本学部 国際日本学科	75	82	109.3
学士課程 計	3,040	3,878	127.5
総合国際学研究科 世界言語社会専攻	204	225	110.2
国際日本専攻	92	95	103.2
博士前期課程 計	296	320	108.1
総合国際学研究科 世界言語社会専攻	57	56	98.2
国際日本専攻	20	20	100.0
共同サステイナビリティ 研究専攻	3	3	100.0
言語文化専攻 【H29 募集停止】	20	65	325.0
国際社会専攻 【H29 募集停止】	20	66	330.0
博士後期課程 計	120	210	175.0

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成28年度)

学部・研究科等名	収容定員(A)	収容数(B)	左記の収容数のうち								超過率算定の対象となる在学者数(L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率(M) (L)/(A)×100		
			外国人留学生数(C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数(G)	留年者数(H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数(I)	長期履修学生数(J)	長期履修学生に係る控除数(K)			
				国費留学生数(D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
言語文化学部	1,510	1,854	64	11	0	52	166	262	262	0	0	1,363	90.3%	
国際社会学部	1,530	1,869	56	10	0	46	170	262	262	0	0	1,381	90.3%	
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合国際学研究科 博士前期課程	148	138	41	8	0	0	0	0	0	0	0	130	87.8%	
総合国際学研究科 博士後期課程														

(平成 29 年度)

学部・研究科等名	収容定員(A)	収容数(B)	左記の収容数のうち								超過率算定の対象となる在学者数(L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率(M) (L)/(A)×100		
			外国人留学生数(C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数(G)	留年者数(H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数(I)	長期履修学生数(J)	長期履修学生に係る控除数(K)			
				国費留学生数(D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
言語文化学部	1,510	1,895	73	16	0	53	197	266	266	0	0	1,363	90.3%	
国際社会学部	1,530	1,910	69	13	1	49	242	223	223	0	0	1,382	90.3%	
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合国際学研究科 博士前期課程	290	270	109	35	0	0	8	0	0	0	0	227	78.3%	
総合国際学研究科 博士後期課程														

(平成 30 年度)

学部・研究科等名	収容定員(A)	収容数(B)	左記の収容数のうち								超過率算定の対象となる在学者数(L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率(M) (L)/(A)×100		
			外国人留学生数(C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数(G)	留年者数(H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数(I)	長期履修学生数(J)	長期履修学生に係る控除数(K)			
				国費留学生数(D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)								
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
言語文化学部	1,510	1,933	79	24	0	52	187	286	284	0	0	1,386	91.8%	
国際社会学部	1,530	1,964	84	22	1	56	215	283	281	0	0	1,389	90.8%	
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
総合国際学研究科 博士前期課程	290	316	134	40	0	0	9	44	44	0	0	223	76.9%	
総合国際学研究科 博士後期課程	40	35	15	1	0	0	0	0	0	0	0	34	85.0%	

(平成 31 年度)

学部・研究科等名	収容定員(A)	収容数(B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数(L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率(M) (L)/(A)×100		
			外国人留学生数(C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数(G)	留年者数(H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数(I)	長期履修学生数(J)	長期履修学生に係る控除数(K)				
				国費留学生数(D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)									
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)		
言語文化学部	1,475	1,870	64	19	0	43	139	294	290	0	0	1,379	93.5%		
国際社会学部	1,490	1,926	73	23	1	43	158	289	281	0	0	1,420	95.3%		
国際日本学部	75	82	33	11	0	22	0	0	0	0	0	49	65.3%		
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)		
総合国際学研究科 博士前期課程	290	320	159	36	0	0	10	35	35	0	0	239	82.4%		
総合国際学研究科 博士後期課程	80	79	28	4	0	0	3	0	0	0	0	72	90.0%		